# 剣淵町一般廃棄物処理基本計画

# ごみ処理基本計画書

平成22年2月

北海道　剣淵町

【　目　　次　】

はじめに …… 1

第１章　基礎的事項 …… 2
１．　剣淵町の概要 …… 2
（１）沿　革 …… 2
（２）位　置 …… 2
（３）地　勢 …… 2
（４）気　候 …… 2
（５）土地利用状況 …… 4
（６）交　通 …… 4
（７）産　業 …… 5
２．　剣淵町の人口 …… 6
（１）人口と世帯数の推移 …… 6
（２）人口動態 …… 8
（３）年齢階級別人口 …… 10
（４）産業別就業人口 …… 11
（５）観光人口 …… 12
（６）将来人口 …… 12
３．　関係法令等の整理 …… 14
（１）循環型社会形成推進に向けての法体系 …… 14
（２）循環型社会形成推進基本法 …… 14

第２章　ごみ処理の現況 …… 17
１．　ごみ処理の流れ …… 17
２．　収集運搬の状況 …… 17
（１）収集人口 …… 17
（２）収集区分と収集頻度 …… 18
（３）収集体制 …… 18
（４）ごみの排出方法 …… 19
（５）生ごみの有料化制度 …… 19
３．　ごみ処理施設の概要 …… 20
（１）生ごみ処理場 …… 20
（２）ストックヤード …… 21
（３）最終処分場 …… 21
４．　ごみの排出、処理・処分実績 …… 23
（１）収集ごみ量 …… 23
（２）直接搬入ごみ量 …… 23
（３）総ごみ量 …… 23

（4） 処理・処分量 …… 24
（5） 資源ごみ量の内訳 …… 25

5． ごみの減量化・再資源化の状況 …… 26
1） ごみ処理経費の適正負担 …… 26
2） 公的施設における生ごみ処理施設の設置 …… 26
3） 生ごみ処理機の普及促進 …… 26
4） リサイクル商品やエコ商品の販売および購入の推進 …… 26
5） 過剰包装の廃止の促進 …… 26
6） 商店や公共施設における資源回収の促進 …… 26
7） 分別リサイクルの徹底に向けた意識啓発 …… 26

6． 広域化の状況 …… 27
1） 生ごみ処理 …… 27
2） 再資源化 …… 27
3） 粗大ごみ …… 27
7． ごみ処理経費 …… 27
8． ごみ処理の課題 …… 28
1） ごみ排出抑制の課題 …… 28
2） 資源化の課題 …… 28
3） 収集運搬の課題 …… 28
4） 中間処理の課題 …… 28
5） 最終処分の課題 …… 29

第３章 ごみ処理基本計画 …… 30
1． ごみ処理の基本方針 …… 30
2． 計画目標年次の設定 …… 30
3． ごみ排出量の予測 …… 31
4． ごみ減量化・再資源化計画 …… 33
5． 収集・運搬計画 …… 36
6． 中間処理計画 …… 38
7． 最終処分計画 …… 40
8． その他の廃棄物処理計画 …… 41

# は　じ　め　に

今日の社会は、経済規模の拡大と生産性の向上によって物質的に豊かになり、多様な生活スタイルを享受できるようになりました。しかし、一方で自然環境の破壊、地球温暖化、地下資源の枯渇などの問題を抱え、環境問題やエネルギー問題、廃棄物問題が都会ばかりでなく地方においても身近な問題として対応が求められるようになりました。

こうした状況にあって、国では平成12年6月、ごみを「廃棄物」ではなく「循環資源」ととらえる「循環型社会形成推進基本法」を制定し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することのできる社会の実現を推進していく方針が示されました。

今日では同法のもとに個別のリサイクル法に基づいて、住民・事業者・行政がそれぞれの立場において循環型社会構築に向けた３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の実践が大切になっています。

剣淵町（以下「本町」という）においては、平成8年2月ごみ処理基本計画を策定し、減量化、資源化を基本とする「廃棄物循環型社会」を目指して、平成10年 4月より容器包装廃棄物の分別収集開始を皮切りに資源回収の拡大に取り組み、ごみの減量化推進に努めてきました。

本町では「廃棄物」に係る法体系の整備や３Ｒへの施策重視など環境が大きく変化する中、将来のごみ処理の基本的な方向を示すため「ごみ処理基本計画」を見直すことにしました。

新たな計画では、ごみの発生や排出の抑制とともに、ごみを資源として有効に利用し、環境への負荷を抑えた資源循環型社会を実践するための基本方針や数値目標を掲げました。改訂計画のもとで町民、事業者、行政が互いに協働し、更なるごみの減量と資源化の推進に努め「資源循環型のまちづくり」を目指してまいりたいと考えています。

本計画は、本町が長期的・総合的な視点に立って、計画的な、ごみ処理の推進を図るための基本方針となるものです。ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

なお、ごみ処理基本計画の位置づけを示すと下図のとおりです。

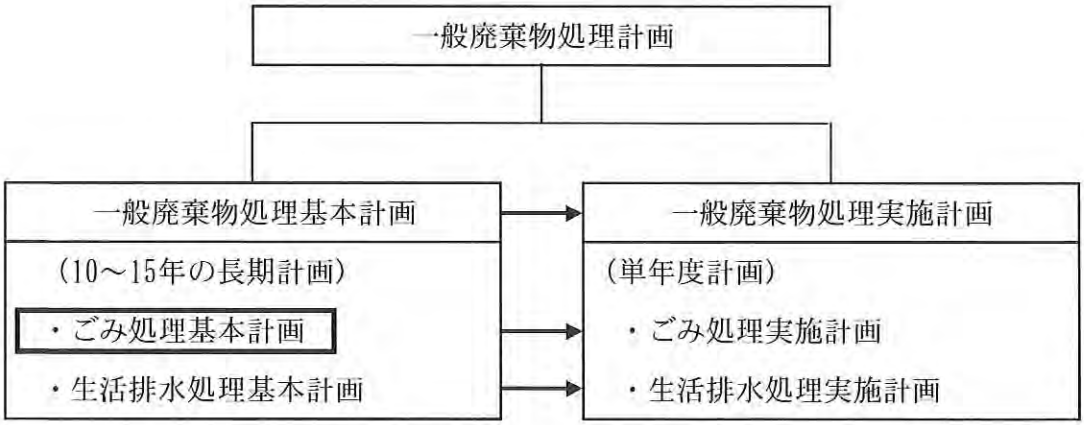


図 1－1　　ごみ処理基本計画の位置づけ

# 第１章　基礎的事項

## 1.　剣淵町の概要

### (1) 沿革

本町は、明治３０年天塩国上川郡に剣淵村・士別村・多寄村・上名寄村が設置されたのに始まり、明治３２年に屯田兵３３７戸が入地し、戸長役場が剣淵に置かれた。その後、明治３９年に２級町村制が施行され、自治体として歩みだした。その後、大正４年４月に現在の和寒町を、また、昭和２年１０月に現在の士別市温根別町を分村し、昭和３７年１月１日に町制を施行して現在に至っている。

### (2) 位置

東　：　東経　１４２°２７′１０″
西　：　東経　１４２°１６′２０″
南　：　北緯　４４°０２′１０″
北　：　北緯　４４°１１′００″
面積　：　１３１．２０k㎡
標高　：　最高４４０m、　最低１２９m

### (3) 地勢

本町は、名寄盆地に属し、中央部を天塩川の支流剣淵川が流れ、その流域は農業に適した平地であり、東と西の両側は丘陵地帯となっている。町内北部の犬牛別付近からは、しじみやはまぐりの化石が発見され、古代には湖であったことが推測される。

### (4) 気候

本町は道北の内陸部に位置しているため、内陸性気候を呈しており、冬季は寒さが厳しく降雪量も平年で120cmに達する。 また、夏季には気温が高く30℃以上の猛暑に見舞われることもあるが、真夏でも朝夕は涼しく住みやすい一面をもっている。雨量は春に少なく秋に多い特徴があり、秋の天候不順は農作物の収穫時期に影響を与えている。

表１－１　　月別の気温と降水量

| 区分 / 月 | 気温（℃） | | | 降水量（mm） |
|---|---|---|---|---|
| | 最高 | 最低 | 平均 | |
| １月 | -0.2 | -26.3 | -11.4 | 23 |
| ２月 | 3.4 | -20.6 | -7.6 | 17 |
| ３月 | 4.7 | -18.2 | -3.5 | 20 |
| ４月 | 15.8 | -11.6 | 0.5 | 17 |
| ５月 | 27.4 | -3.0 | 11.1 | 40 |
| ６月 | 27.3 | 3.7 | 15.0 | 29 |
| ７月 | 29.1 | 8.7 | 17.5 | 42 |
| ８月 | 32.5 | 15.2 | 23.9 | 52 |
| ９月 | 29.1 | 8.7 | 17.5 | 197 |
| １０月 | 23.8 | -1.0 | 12.2 | 89 |
| １１月 | 18.4 | -1.5 | 7.0 | 77 |
| １２月 | 8.0 | -15.3 | -0.5 | 33 |

注1）気温は町勢要覧（農業振興センター）を参照（平成18年1月～12月）

注2）降水量は、気象庁ＨＰ（剣淵アメダスデータ）を参照（平成19年1月～12月）

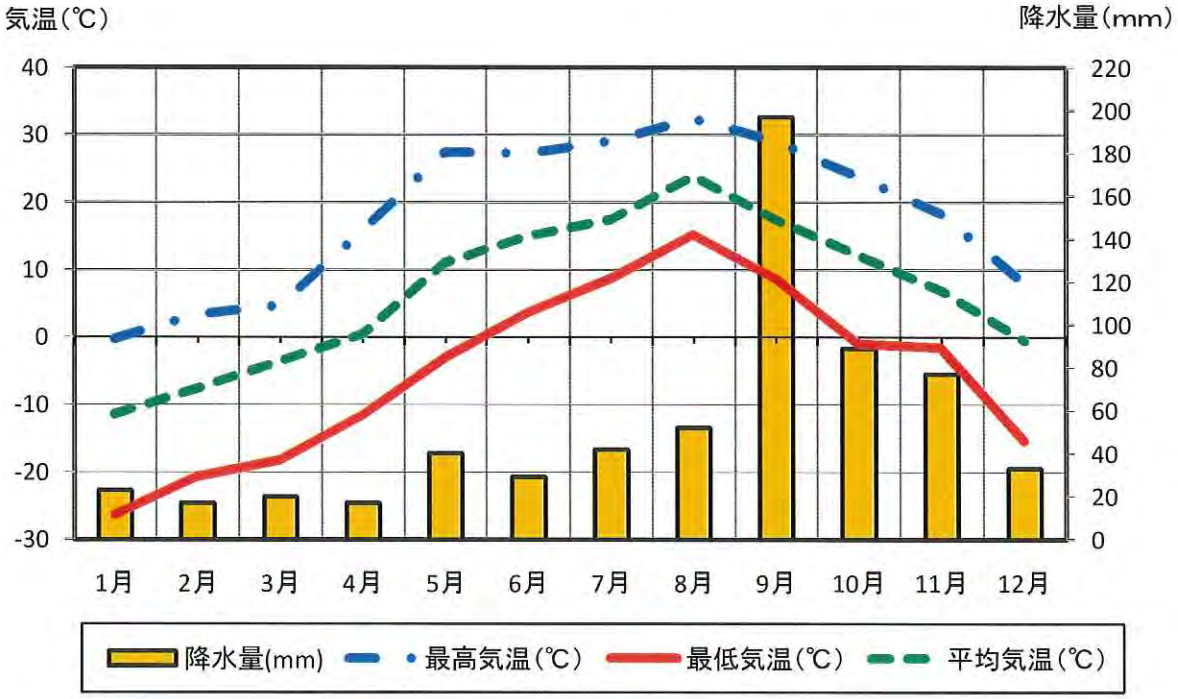


図１－２　気温と降水量の季節変動

### (5) 土地利用状況

本町の総面積131.20ｋｍ$^2$のうち、山林・原野及び田畑は約85％を占め、宅地は約1.8％である。表１－２に地目別土地利用面積を示す。

表１－２　地目別土地利用面積

| | 田 | 畑 | 宅地 | 池・沼 | 山林 | 牧場 | 原野 | 雑種地 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 面積　（ｈａ） | 3,523 | 3,345 | 235 | 23 | 3,728 | 21 | 618 | 190 | 1,437 | 13,120 |
| 割合　（％） | 26.9 | 25.5 | 1.8 | 0.2 | 28.4 | 0.2 | 4.7 | 1.4 | 10.9 | 100.0 |

資料：町勢要覧（平成19年1月現在）

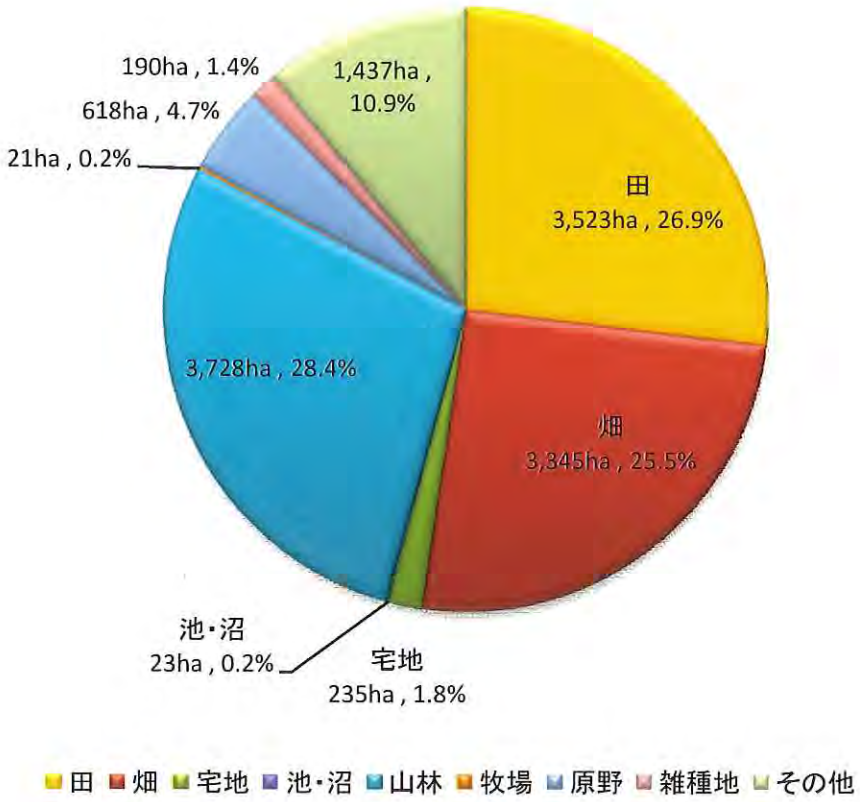


図１－３　地目別土地利用面積

### (6) 交通

鉄道は旭川市から稚内市へ向かうＪＲ宗谷本線が通り、国道は道北の広域幹線道路である国道40号が南北を縦断し、さらに国道239号、道道6路線が町域を縦横断しています。さらに、北海道縦貫自動車道（道央道）が士別剣淵インターチェンジまで開通したことにより札幌市や旭川市までの所要時間が著しく短縮され、交通の利便性が向上しました。

(7) 産業

本町は、肥沃で広大な農耕地に恵まれた自然条件を生かし、これまで農業を基幹産業として発展してきた。第１次産業就業者の構成比率は44％で、全国平均（5％）に比べて多く、第１次産業が本町の中心産業となっている。しかし、農業就業者は年々減少傾向にあるため、安全農業や地域特産物の生産、食料自給率の向上などの社会的ニーズに沿った新たな展開が期待される。

第２次産業のうち、製造業（工業）事業所数は、僅か５事業所のみで、過去10年以上ほとんど変わっていない。今後も大きな変化はないものと思われるが、近年、地場産品加工などが図られており、新しい特産の開発が望まれている。

第３次産業のうち、卸・小売業の事業所数については、購買力の流出による顧客数の減少や、店舗の老朽化、後継者問題など抱える課題が多く、商業振興の諸施策を推進することが望まれる。

表１－３ 事業所の状況

| 産業大分類 | 農林水産業 | 建設業 | 製造業 | 卸売・小売業 | 金融・保険業 | 不動産業 | 運輸通信業 | サービス業 | 総数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業所数 | 1 | 20 | 12 | 67 | 1 | 1 | 7 | 42 | 151 |
| 従業員数 | 20 | 113 | 79 | 283 | 6 | 1 | 47 | 300 | 849 |

資料：事業所統計調査（平成16年6月1日現在）

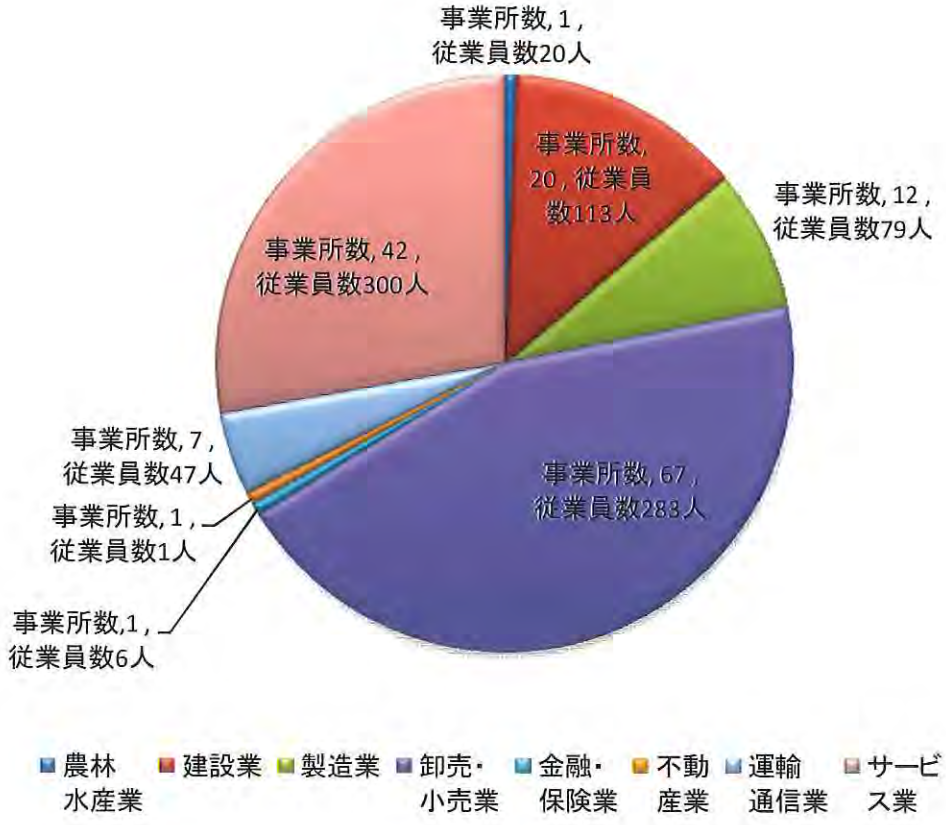


図１－４ 事業所の状況

## 2. 剣淵町の人口

### (1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は大正3年の12,955人、戦後は昭和29年の9,530人をピークに減少をつづけ、近年では4,000人台を割る状況となっている。これは、高度経済成長に伴う産業構造の変化による若い労働力が農村部から都市部へ流出したこと、昭和45年以降の米の生産調整などが原因となり、人口減少が加速したものである。このような減少傾向も、昭和50年以降は比較的緩やかになっているが、依然として減少は続いている。

また、世帯数は人口減にかかわらず横這いから微増しており、平均世帯人口は昭和30年が6.1人であるのに対して減少を続け、平成20年においては2.4人となっている。

現在、「第５期剣淵町総合計画」（計画期間；平成23～32年）の策定が進められており、これまでの減少傾向を考慮して、将来人口の推計がなされているところであるが、現時点では正式な目標値は示されていない。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に公表した将来人口推計値によると、剣淵町の平成32年における人口は3,230人と予想されている。

表１－４ 定住人口と世帯数の推移

| 年度 | 人口（人） | 世帯数（世帯） | 年度 | 人口（人） | 世帯数（世帯） | 年度 | 人口（人） | 世帯数（世帯） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和30年度 | 9,334 | 1,542 | 昭和48年度 | 6,248 | 1,491 | 平成3年度 | 4,730 | 1,383 |
| 〃31年度 | 9,433 | 1,545 | 〃49年度 | 6,032 | 1,478 | 〃4年度 | 4,658 | 1,379 |
| 〃32年度 | 9,431 | 1,541 | 〃50年度 | 5,911 | 1,496 | 〃5年度 | 4,654 | 1,406 |
| 〃33年度 | 9,392 | 1,540 | 〃51年度 | 5,811 | 1,440 | 〃6年度 | 4,604 | 1,414 |
| 〃34年度 | 9,355 | 1,541 | 〃52年度 | 5,662 | 1,452 | 〃7年度 | 4,503 | 1,413 |
| 〃35年度 | 9,047 | 1,619 | 〃53年度 | 5,572 | 1,446 | 〃8年度 | 4,437 | 1,412 |
| 〃36年度 | 8,892 | 1,537 | 〃54年度 | 5,447 | 1,428 | 〃9年度 | 4,373 | 1,425 |
| 〃37年度 | 8,776 | 1,525 | 〃55年度 | 5,481 | 1,519 | 〃10年度 | 4,287 | 1,416 |
| 〃38年度 | 8,559 | 1,500 | 〃56年度 | 5,421 | 1,424 | 〃11年度 | 4,206 | 1,418 |
| 〃39年度 | 8,380 | 1,610 | 〃57年度 | 5,338 | 1,405 | 〃12年度 | 4,161 | 1,425 |
| 〃40年度 | 8,013 | 1,633 | 〃58年度 | 5,271 | 1,398 | 〃13年度 | 4,096 | 1,422 |
| 〃41年度 | 7,821 | 1,600 | 〃59年度 | 5,193 | 1,395 | 〃14年度 | 4,059 | 1,425 |
| 〃42年度 | 7,558 | 1,581 | 〃60年度 | 5,111 | 1,414 | 〃15年度 | 4,014 | 1,434 |
| 〃43年度 | 7,499 | 1,581 | 〃61年度 | 5,033 | 1,369 | 〃16年度 | 3,964 | 1,434 |
| 〃44年度 | 7,268 | 1,560 | 〃62年度 | 4,983 | 1,372 | 〃17年度 | 3,921 | 1,531 |
| 〃45年度 | 7,056 | 1,606 | 〃63年度 | 4,914 | 1,361 | 〃18年度 | 3,840 | 1,532 |
| 〃46年度 | 6,711 | 1,539 | 平成元年度 | 4,860 | 1,388 | 〃19年度 | 3,796 | 1,519 |
| 〃47年度 | 6,480 | 1,513 | 〃2年度 | 4,703 | 1,385 | 〃20年度 | 3,741 | 1,535 |

表１－５ 将来人口（国立社会保障・人口問題研究所）

| 年次 | H.7 | H.12 | H.17 | H.22 | H.27 | H.32 | H.37 | H.42 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政人口（人） | 4,466 | 4,158 | 3,952 | 3,718 | 3,478 | 3,230 | 2,985 | 2,747 |

実績←|→推計

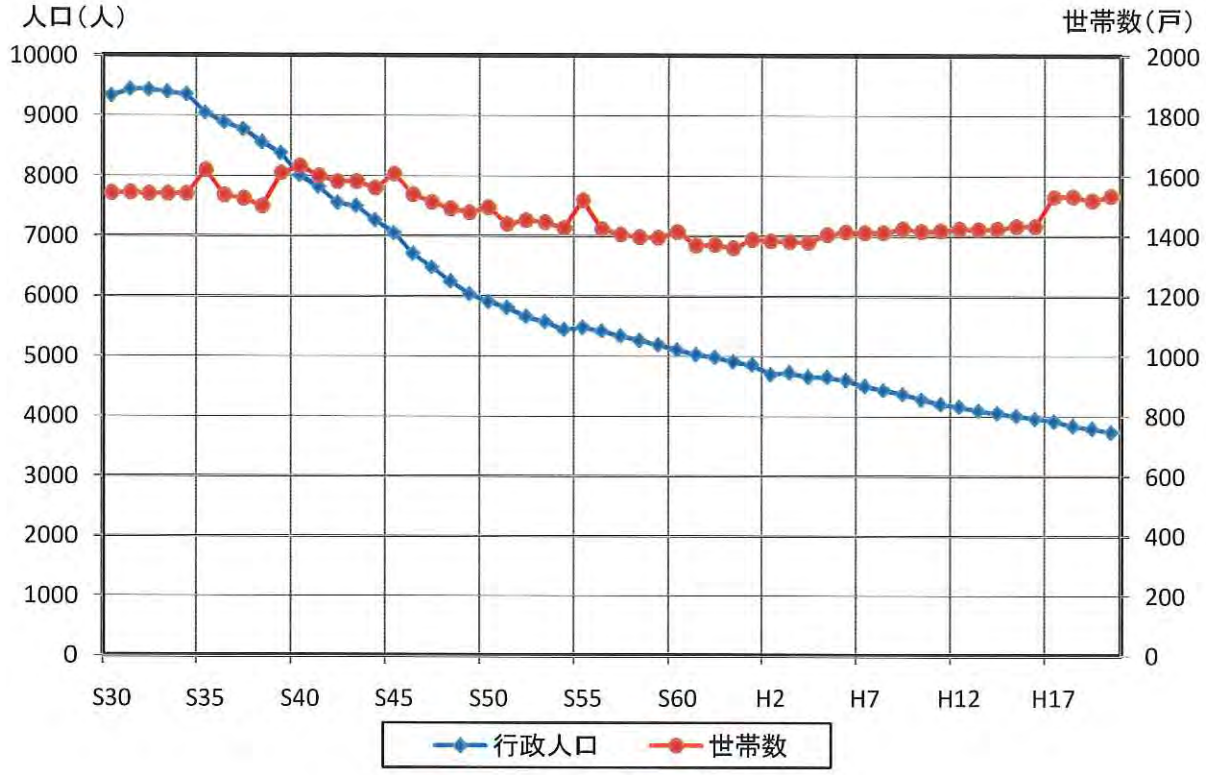


図1－5　定住人口と世帯数の推移

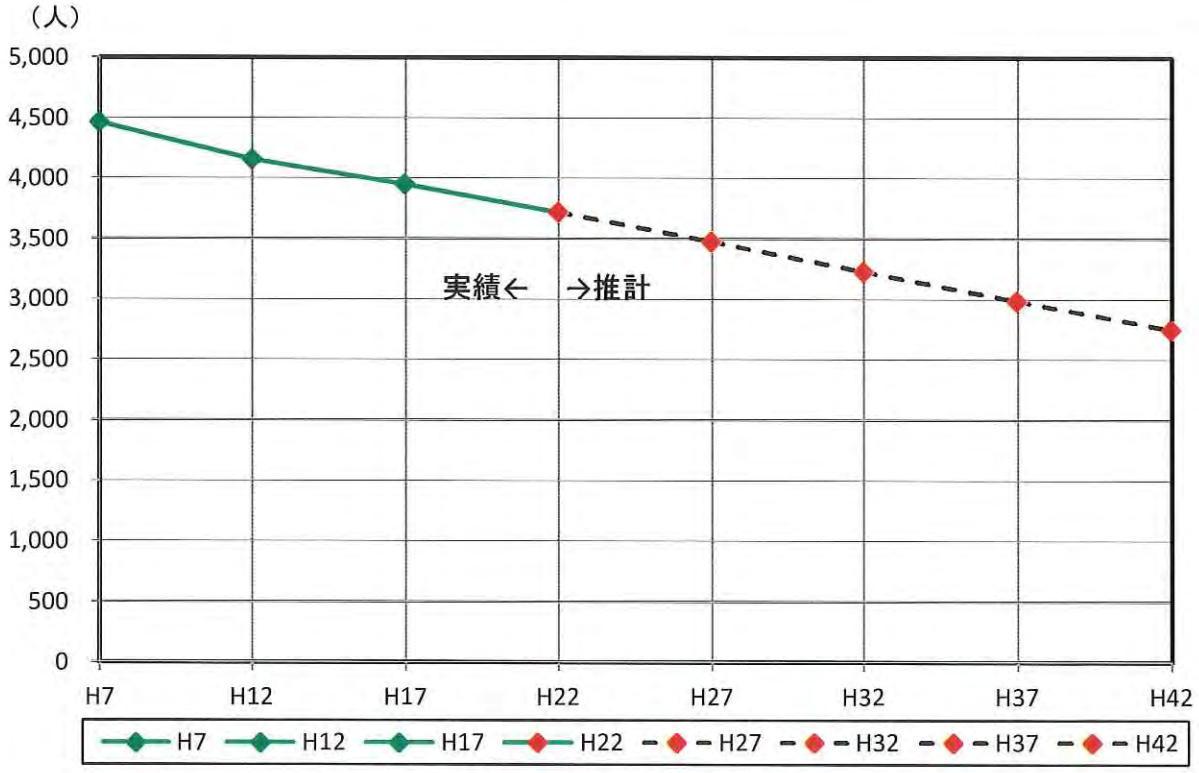


図1－6　将来人口

(2) 人口動態

自然動態については、昭和63年まで出生>死亡の関係になっていたが、平成元年以降は出生<死亡の傾向が続いており、毎年の減少幅は徐々に大きくなりつつある。

一方、社会動態については、転入<転出の傾向が続いている。

表１－６に人口動態の推移を示す。

表1－6 人口動態の推移

| 区分 / 年度 | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 増減人口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 出生 | 死亡 | 増減 | 転入 | 転出 | 増減 | |
| 昭和56年度 | 54 | 46 | 8 | 167 | 175 | -8 | 0 |
| 〃57年度 | 55 | 37 | 18 | 130 | 238 | -108 | -90 |
| 〃58年度 | 63 | 38 | 25 | 133 | 229 | -96 | -71 |
| 〃59年度 | 47 | 29 | 18 | 148 | 237 | -89 | -71 |
| 〃60年度 | 60 | 45 | 15 | 133 | 233 | -100 | -85 |
| 〃61年度 | 44 | 42 | 2 | 120 | 202 | -82 | -80 |
| 〃62年度 | 47 | 35 | 12 | 130 | 199 | -69 | -57 |
| 〃63年度 | 51 | 44 | 7 | 118 | 206 | -88 | -81 |
| 平成元年度 | 32 | 44 | -12 | 165 | 189 | -24 | -36 |
| 〃2年度 | 32 | 33 | -1 | 116 | 205 | -89 | -90 |
| 〃3年度 | 35 | 30 | 5 | 110 | 173 | -63 | -58 |
| 〃4年度 | 37 | 45 | -8 | 98 | 159 | -61 | -69 |
| 〃5年度 | 23 | 35 | -12 | 195 | 167 | 28 | 16 |
| 〃6年度 | 31 | 48 | -17 | 132 | 166 | -34 | -51 |
| 〃7年度 | 24 | 41 | -17 | 130 | 191 | -61 | -78 |
| 〃8年度 | 36 | 41 | -5 | 134 | 193 | -59 | -64 |
| 〃9年度 | 36 | 48 | -12 | 135 | 170 | -35 | -47 |
| 〃10年度 | 34 | 47 | -13 | 139 | 197 | -58 | -71 |
| 〃11年度 | 32 | 46 | -14 | 133 | 205 | -72 | -86 |
| 〃12年度 | 27 | 56 | -29 | 142 | 203 | -61 | -90 |
| 〃13年度 | 18 | 38 | -20 | 120 | 151 | -31 | -51 |
| 〃14年度 | 29 | 48 | -19 | 132 | 154 | -22 | -41 |
| 〃15年度 | 26 | 50 | -24 | 139 | 167 | -28 | -52 |
| 〃16年度 | 24 | 41 | -17 | 116 | 157 | -41 | -58 |
| 〃17年度 | 33 | 56 | -23 | 110 | 130 | -20 | -43 |
| 〃18年度 | 24 | 58 | -34 | 120 | 167 | -47 | -81 |
| 〃19年度 | 22 | 39 | -17 | 97 | 124 | -27 | -44 |
| 〃20年度 | 19 | 43 | -24 | 115 | 146 | -31 | -55 |

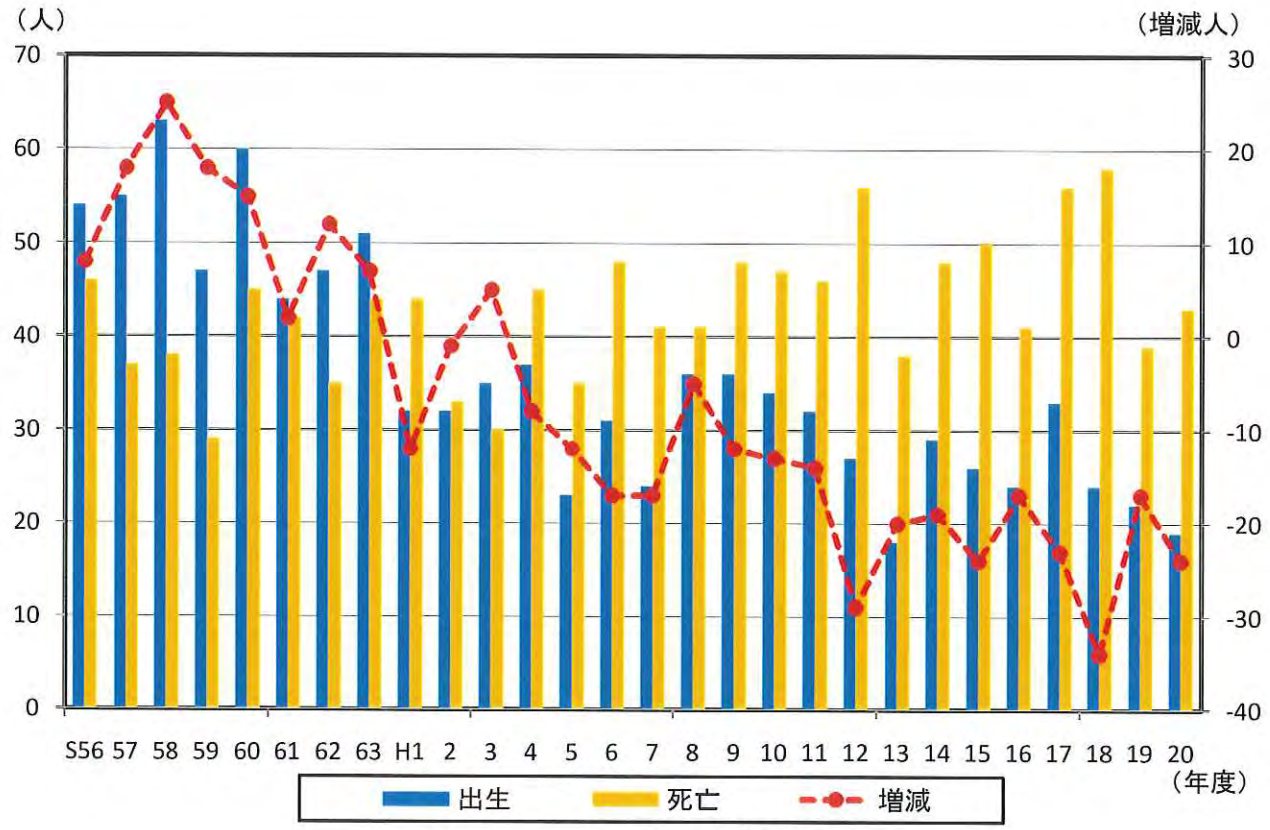


図1－7　人口動態（自然動態）

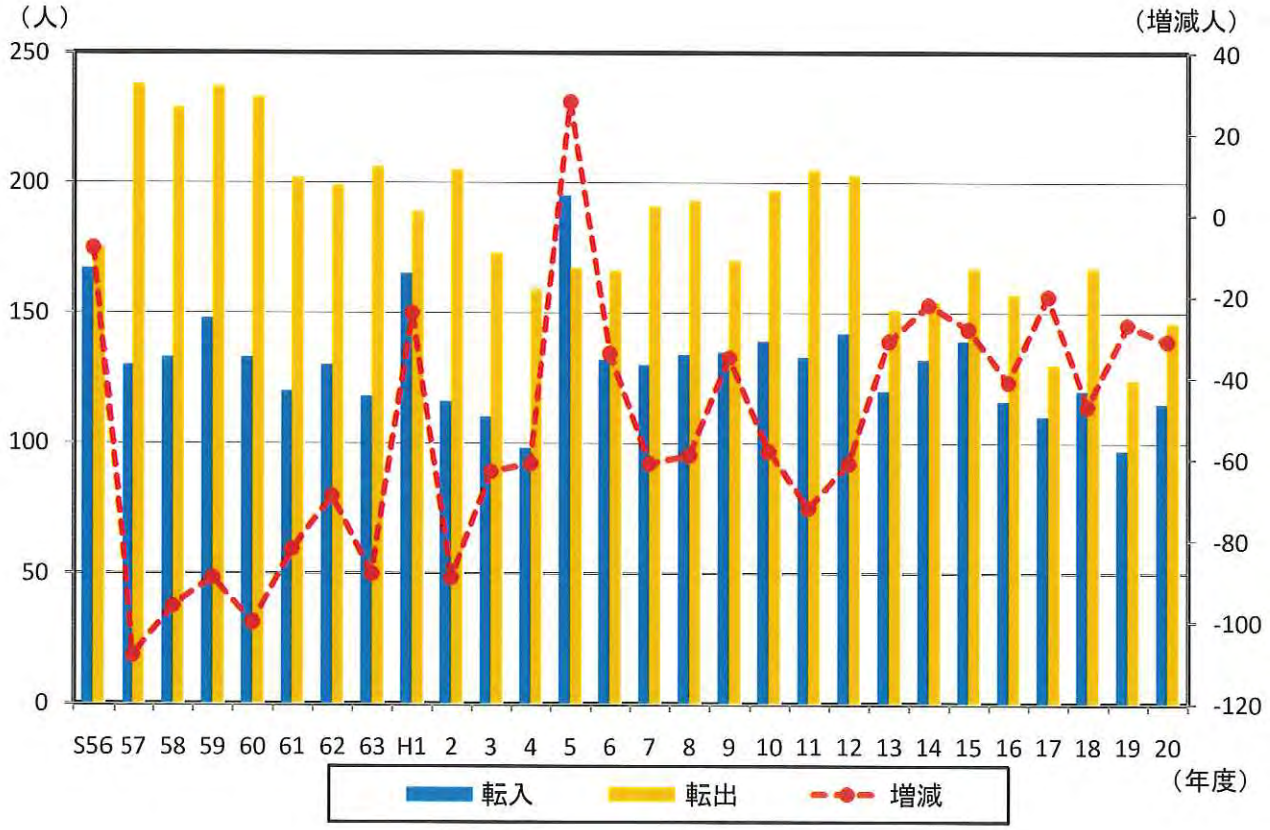


図1－8　人口動態（社会動態）

### (3) 年齢階級別人口

老年人口割合の増加、年少・生産年齢人口割合の減少が続いており、今後も同様の傾向が続くと予想されることから、少子・高齢化への取り組みが課題となっている。

表1－7 年齢別人口の推移

| 区分 | ①<br>総人口 | ②<br>年少人口<br>(15歳未満) | ③<br>生産年齢人口<br>(15～64歳) | ④<br>老年人口<br>(65歳以上) | 構成比率 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ②／① | ③／① | ④／① |
| 昭和35年 | 9,047 | 3,291 | 5,257 | 499 | 36.4% | 58.1% | 5.5% |
| 昭和40年 | 8,013 | 2,470 | 5,060 | 483 | 30.8% | 63.1% | 6.0% |
| 昭和45年 | 7,056 | 1,822 | 4,694 | 540 | 25.8% | 66.5% | 7.7% |
| 昭和50年 | 5,911 | 1,355 | 3,978 | 578 | 22.9% | 67.3% | 9.8% |
| 昭和55年 | 5,481 | 1,150 | 3,675 | 656 | 21.0% | 67.0% | 12.0% |
| 昭和60年 | 5,111 | 1,011 | 3,333 | 768 | 19.8% | 65.2% | 15.0% |
| 平成 2年 | 4,703 | 778 | 3,002 | 923 | 16.5% | 63.8% | 19.6% |
| 平成 7年 | 4,466 | 621 | 2,781 | 1,064 | 13.9% | 62.3% | 23.8% |
| 平成12年 | 4,158 | 516 | 2,482 | 1,160 | 12.4% | 59.7% | 27.9% |
| 平成17年 | 3,952 | 434 | 2,316 | 1,202 | 11.0% | 58.6% | 30.4% |

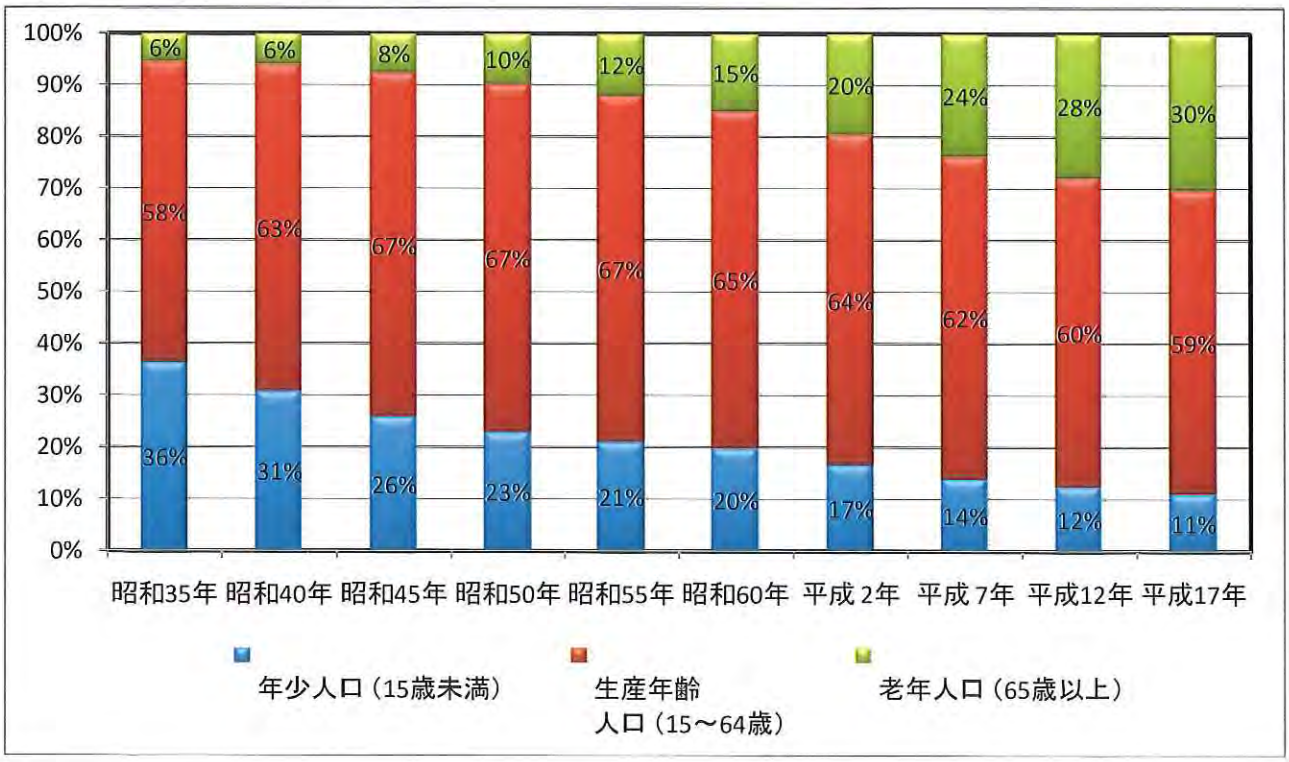


図1－9 年齢別人口比率の推移

## (4) 産業別就業人口

本町の産業別就業人口をみると、第１次産業が大きく減少し、第２次産業と第３次産業が概ね横這いか緩やかな減少傾向を示している。

平成17年の産業就業人口は2,173人で、総人口の約55％を占めている。就業構成比では、第１次産業就業者が951人（44％）、第２次産業就業者が325人（15％）、第３次産業就業者897人（41％）である。

表１－８ 産業別就業人口の推移

| 種類＼年次 | | 昭和40年 | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１次産業 | | 2,852 | 2,695 | 2,186 | 1,725 | 1,728 | 1,527 | 1,365 | 1,075 | 951 |
| | 農業 | 2,852 | 2,686 | 2,174 | 1,720 | 1,723 | 1,524 | 1,361 | 1,073 | 950 |
| | 林業 | － | 9 | 12 | 5 | 5 | 3 | 4 | 2 | 1 |
| 第２次産業 | | 418 | 447 | 351 | 509 | 332 | 342 | 342 | 359 | 325 |
| | 鉱業 | － | － | 1 | 4 | 4 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| | 建設業 | 89 | 157 | 168 | 322 | 181 | 202 | 199 | 225 | 214 |
| | 製造業 | 329 | 290 | 182 | 183 | 147 | 135 | 142 | 134 | 111 |
| 第３次産業 | | 829 | 924 | 918 | 895 | 867 | 830 | 896 | 877 | 897 |
| | 卸売・小売業 | 276 | 336 | 330 | 303 | 271 | 238 | 242 | 221 | 190 |
| | 金融・保険業・不動産業 | 25 | 18 | 18 | 25 | 28 | 22 | 15 | 16 | 16 |
| | 運輸・情報通信業 | 108 | 92 | 99 | 80 | 76 | 60 | 62 | 65 | 45 |
| | サービス業 | 319 | 378 | 353 | 377 | 396 | 405 | 461 | 453 | 538 |
| | 公務・その他 | 97 | 93 | 104 | 102 | 92 | 101 | 115 | 112 | 101 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4 | 7 | 14 | 8 | 4 | 4 | 1 | 10 | 7 |
| 就業人口総計 | | 4,099 | 4,066 | 3,455 | 3,129 | 2,927 | 2,699 | 2,603 | 2,311 | 2,173 |
| 行政人口 | | 8,013 | 7,056 | 5,911 | 5,481 | 5,111 | 4,703 | 4,466 | 4,158 | 3,952 |
| 就業人口／行政人口 | | 51% | 58% | 58% | 57% | 57% | 57% | 58% | 56% | 55% |

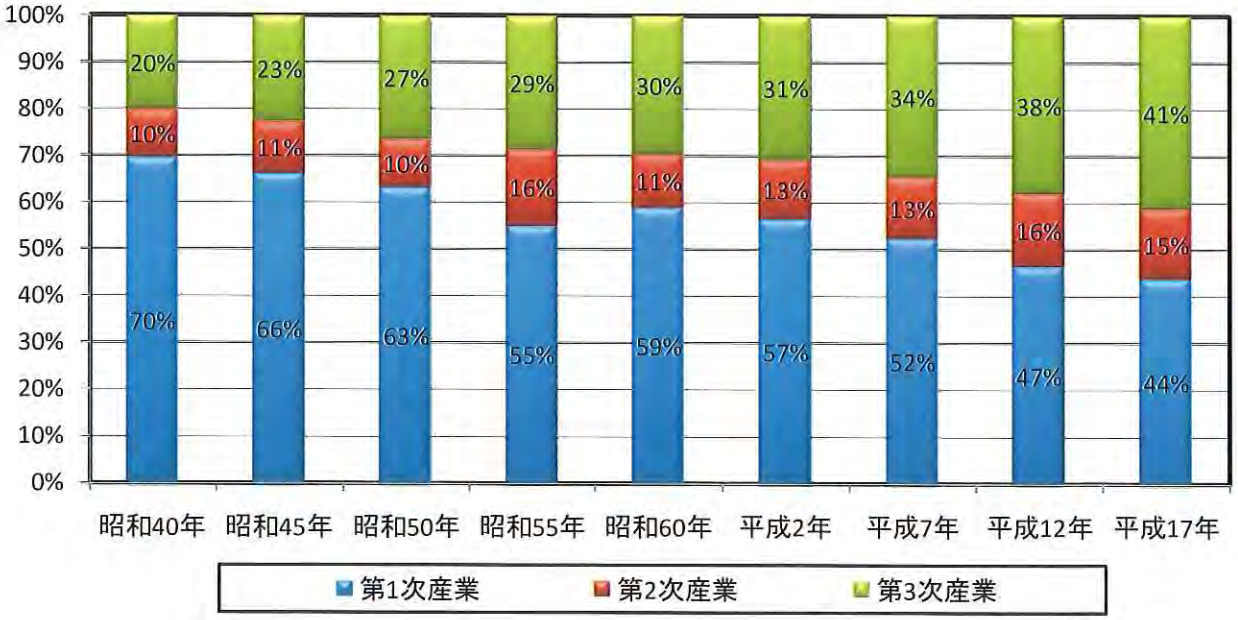


図１－１０ 産業別就業人口の割合

### (5) 観光人口

過去10年間の観光客入り込み状況を示すと表１－９のとおりであり、ほとんどが日帰り客である。また、年によってバラツキはあるものの10年前に比べると大きく増加しており、近年、直接搬入一般ごみの増加にみられるように、ごみの排出状況にも影響を与えるため、分別排出への協力を呼びかけることが重要と考えられる。

**表1－9 観光客入り込み数の推移**

| 年度（平成） | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日帰客（千人） | 134.5 | 182.1 | 163.5 | 163.5 | 282.5 | 272.8 |
| 宿泊客（千人） | 14.1 | 14.2 | 11.4 | 11.4 | 11.1 | 14.1 |
| 合　計（千人） | 148.6 | 196.3 | 174.9 | 174.9 | 293.6 | 286.9 |

| 年度（平成） | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日帰客（千人） | 236.1 | 151.7 | 271.8 | 320.1 | 379.6 |
| 宿泊客（千人） | 11.4 | 11.8 | 11.0 | 9.7 | 20.7 |
| 合　計（千人） | 247.5 | 163.5 | 282.8 | 329.8 | 400.3 |

### (6) 将来人口

本町の将来人口は、現在の社会経済状況や少子高齢化社会に向かう情勢からみて、過去からの減少傾向がこの先も続くことが予想される。

現在、策定作業が進んでいる「第５期剣淵町総合計画」では、過去の人口動態を基にした将来人口推計を行っている。その結果は「国立社会保障・人口問題研究所」が公表している将来人口推計結果とほぼ同様の推計値になるもの(平成32年推計値；約3,230人)とし、生活排水処理基本計画において採用したことから、当該計画においても整合をとり、この推計値を参考とする。

なお、将来人口について過去10年の実績人口をトレンド式にあてはめ予測する方法によると表１－１１のとおりである。上記の推計値は、このうち最も緩やかな減少傾向を示す一次指数曲線の結果(平成32年推計値；約3,212人)に近い値となっている。

将来人口の推計結果は、いずれにしても近い値であることから、本年度に先行して策定された生活排水処理基本計画において設定されたとおり表１－１０に掲げる人口を採用する。

**表1－10 将来人口の設定**

| 年度（平成） | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政人口（人） | 3,696 | 3,651 | 3,606 | 3,561 | 3,516 | 3,471 |

| 年度（平成） | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政人口（人） | 3,426 | 3,381 | 3,336 | 3,291 | 3,246 | 3,200 |

## 表1－11　　将来人口のトレンド式による予測

【実績】

| 年 度 | 人 口 |
|---|---|
| H11 | 4,206 |
| H12 | 4,161 |
| H13 | 4,096 |
| H14 | 4,059 |
| H15 | 4,014 |
| H16 | 3,964 |
| H17 | 3,921 |
| H18 | 3,840 |
| H19 | 3,796 |
| H20 | 3,741 |

＊＊＊　予測式　＊＊＊

① 一次傾向線　：　Y＝a＋b＊X
② 二次傾向線　：　Y＝a＋b＊X＋c＊X＾2
③ 一次指数曲線　：　Y＝a＊b＾X
〔条件:a＞0、b＞0〕
④ 修正指数曲線　：　Y＝K－a＊b＾X
〔条件:1＞b＞0〕
⑤ べき曲線　：　Y＝K＋a＊X＾b
⑥ ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線　：　Y＝K／(1＋exp(a－b＊X))
〔条件:b＞0〕

ただし、X＝当該年度　-11　　Y＝予測値

【予測】

| 年 度 | 一次傾向線 | 二次傾向線 | 一次指数曲線 | 修正指数曲線 | べき曲線 | ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸ曲線 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 係数(a) | 4211.2 | 4,202 | 4215.6 | 511.3 | -47.56 | -2.599470 |
| 係数(b) | -51.4 | -44.9 | 0.987137 | 1.077730 | 1.03102 | -0.116098 |
| 係数(c) | — | -0.7 | — | — | — | — |
| 係数(K) | — | — | — | 4,657.0 | 4,206 | 4,500 |
| H21 | 3,697 | 3,683 | 3,704 | — | 3,695 | — |
| H22 | 3,646 | 3,623 | 3,656 | — | 3,642 | — |
| H23 | 3,594 | 3,562 | 3,609 | — | 3,590 | — |
| H24 | 3,543 | 3,500 | 3,563 | — | 3,536 | — |
| H25 | 3,491 | 3,436 | 3,517 | — | 3,483 | — |
| H26 | 3,440 | 3,371 | 3,472 | — | 3,430 | — |
| H27 | 3,389 | 3,304 | 3,427 | — | 3,377 | — |
| H28 | 3,337 | 3,236 | 3,383 | — | 3,323 | — |
| H29 | 3,286 | 3,167 | 3,339 | — | 3,270 | — |
| H30 | 3,234 | 3,096 | 3,296 | — | 3,216 | — |
| H31 | 3,183 | 3,024 | 3,254 | — | 3,162 | — |
| H32 | 3,131 | 2,950 | 3,212 | — | 3,108 | — |
| H33 | 3,080 | 2,875 | 3,171 | — | 3,054 | — |
| H34 | 3,029 | 2,799 | 3,130 | — | 3,000 | — |
| H35 | 2,977 | 2,721 | 3,090 | — | 2,946 | — |
| H36 | 2,926 | 2,642 | 3,050 | — | 2,892 | — |
| 相関係数 | 0.9980 | 0.9986 | 0.9973 | — | 0.9983 | — |

行政区域内人口推移図

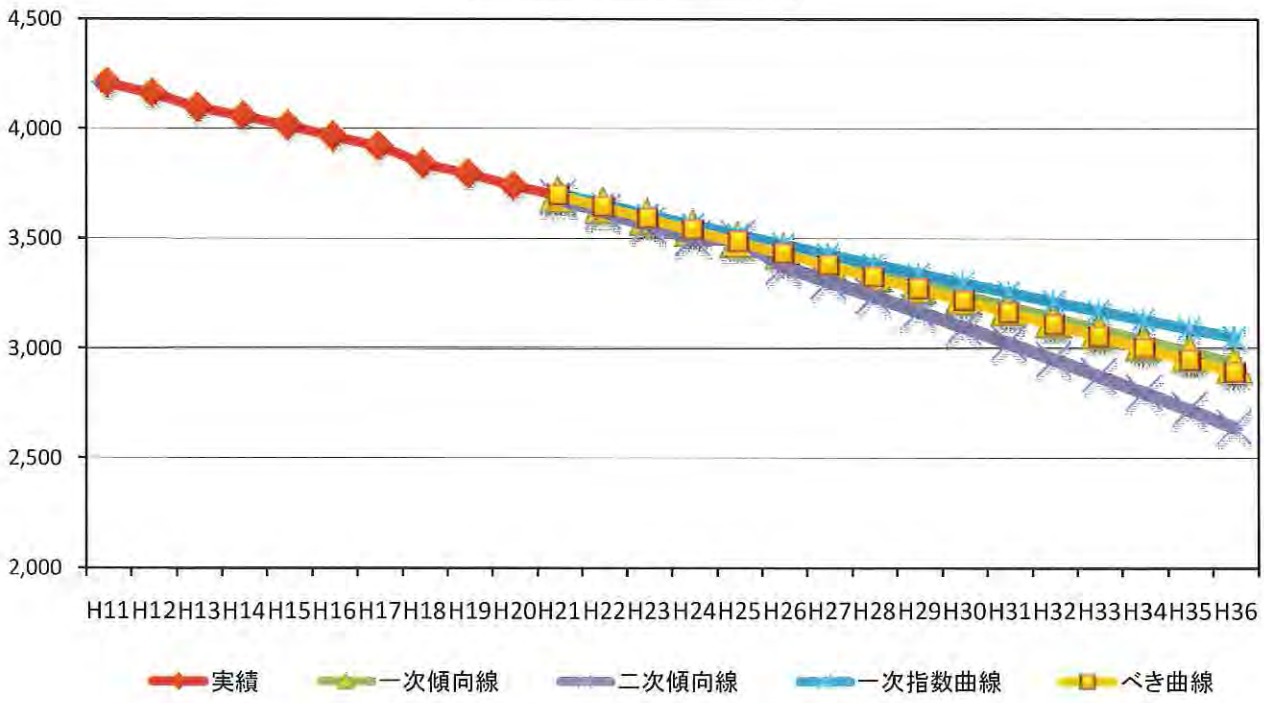

## 3.　関係法令等の整理

### (1) 循環型社会形成推進に向けての法体系

「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会から循環型社会への転換に向け、「循環型社会形成推進基本法」を始めとした、様々な法律が整備されている状況にある。

これらの法体系の中では、国、地方自治体、国民、事業者それぞれの責任分担を明確にした個別の物品に対するリサイクル方法を示しており、本町においても「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等に対応した取り組みを行っている。（図１－１１）

### (2) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進するための基本的枠組を定めた法律で、「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会であると明確に提示され、廃棄物処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と示している。（図１－１２）

環境基本法　H6.8完全施行

環境基本計画　H12.12全面改正公表

循環 ＜ 自然循環 / 社会の物質循環

H13.1完全施行

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

◆基本原則、◆国、地方公共団体、事業者、国民の債務、◆国の施策

循環型社会形成推進基本計画　［国の他の計画の基本］H15.3公表

〈廃棄物の適正処理〉

廃棄物処理法　H15.12 改正施行　H16. 4 一部改正

①廃棄物の排出抑制
②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
③廃棄物処理施設の設置規制
④廃棄物処理業者に対する規制

〈リサイクルの推進〉

資源有効利用促進法　H13.4 全面改正施行

①再生資源のリサイクル
②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
③分別回収のための表示

（1R→3R）

環境大臣が定める基本方針　H13.5 公表

廃棄物処理施設整備計画　H15.10 公表

（H15～H19の5か年計画
計画内容：事業量→達成される成果
（事業費）（アウトカム目標））

［個別物品の特性に応じた規制］

| 容器包装リサイクル法 | 家電リサイクル法 | 食品リサイクル法 | 建設リサイクル法 | 自動車リサイクル法 |
|---|---|---|---|---|
| H12.4 完全施行<br>H18.6 一部改正 | H13.4 完全施行 | H13.5 完全施行 | H14.5 完全施行 | H17.1 完全施行 |
| ・容器包装の市町村による収集<br>・容器包装の製造・利用業者による再商品化 | ・消費者がリサイクル費用を負担<br>・廃家電を小売店が消費者より引取り<br>・製造業者等による再商品化 | 食品の製造・加工・販売業者等が食品廃棄物等の再生利用等 | 工事の受注者が<br>・建築物の分別解体等<br>・建設廃材等の再資源化等 | ・関係事業者が使用済み自動車の引取、ﾌﾛﾝの回収、解体、破砕<br>・製造業者等がｴｱﾊﾞｯｸ、ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾀﾞｽﾄの再資源化、ﾌﾛﾝの破壊 |
| ビン、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等 | エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機 | 食品残さ | 木材、コンクリート、アスファルト | 自転車 |
| | | | | H13.4 完全施行 |

グリーン購入法　［国が率先して再生品などの調達を推進］

出典：循環型社会白書（環境省）

図１－１１　循環型社会の形成の推進のための施策体系

循環型社会形成推進基本法の仕組み

**循環型社会の形成**

循環型社会：①廃棄物等の発生の抑制
②循環資源の循環的な利用
③適正な処分の確保により、
天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される

有価・無価を問わず、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

**基本原則等**

◆循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を推進
◆①発生抑制（リデュース），②再使用（リユース），③再生利用（リサイクル），④熱回収（サーマル・リサイクル），⑤適正処分の優先順位により、対策を推進
◆自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策等と有機的な連携

**責　　務**

| 国 | 地方公共団体 | 事業者 | 国民 |
|---|---|---|---|
| ○基本的・総合的な施策の策定・実施 | ○循環資源循環的な利用及び処分のための措置の実施<br>○自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施 | ○循環資源を自らの責任で適正に処分（排出者責任）<br>○製品，容器等の設計の工夫，引取，循環的な利用等 | ○製品の長期使用<br>○再生品の使用<br>○分別回収への協力 |

**循環型社会形成推進基本計画**

◆循環型社会の形成に関する基本方針，総合的・計画的に講ずべき施策等を定める
・原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定
・計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取
・政府一丸となって取り組むため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定
・計画閣議決定があったときは、これを国会に報告
・計画の策定期限、５年ごとの見直しを明記
・国の他の計画は、この基本計画を基本とする

**循環型社会の形成に関する基本的施策**

○発生抑制のための措置
○適正な循環的な利用・処分のための措置
○再生品の使用の促進
○製品、容器等に関する事前評価の促進等
○環境の保全上の支障の防止
○環境の保全上の支障の除去等の措置
○発生の抑制等に係る経済的措置
○公共的施設の整備
○地方公共団体の施策の適切な策定等の確保
○教育及び学習の振興等
○民間団体等の自発的な活動の促進
○調査の実施
○科学技術の振興
○国際的協調のための措置

---

○地方公共団体の施策

出典：循環型社会白書（環境省）

図１－１２　循環型社会形成推進基本法の仕組み

# 第 2 章　ごみ処理の現況

## 1. ごみ処理の流れ

本町は、早期から町内域で発生するごみをほぼ全量焼却による中間処理を行い、その残渣物と一部焼却に適さない不燃物を埋立処分し、収集運搬業務は民間委託などに努めてきた。

また、容器包装リサイクル法の施行に伴い平成14年11月までに分別を導入し、ごみの減量化を図りながら一般ごみについては焼却炉で焼却してきた。しかし、ダイオキシン類対策上から旧基準となった焼却炉を同年12月からは廃止し、最終処分場への埋立処分が処理の中心となった。このため、ごみの減量化対策が急務となり、容器包装リサイクル法に係る分別品目を強化し、さらに生ごみや古紙、鉄、古着なども加えて分別品目を17品目に増やした。

本町は、人口規模から町が単独で建設し、管理運営する中間処理施設をもつには経済的なスケールメリットが得られないため、リサイクル中心にした広域処理を基本としている。このため、搬入するまでの分別・集積施設として、平成14年度にストックヤードを１棟建設した。

「缶（アルミ缶、スチール缶等）」「ビン（無色、茶色・その他）」「ペットボトル」「容器包装プラスチック」「白色トレー」「紙製容器包装」は近隣の１市２町の広域処理により士別市のリサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包等を行い、指定法人ルートによってリサイクルに回される。

「段ボール」「牛乳パック」「新聞・雑誌」はそれぞれ区分して排出されたものをリサイクル業者が買い取り、再資源化している。

「鉄・アルミ」「古着」は地元業者が再資源化へ回し、「蛍光管」「電池」は道内の再資源化会社に送られる。

生ごみについては、平成7年度から平成16年度まで生ごみ処理器（コンポスト）の購入助成を行い、生ごみを減少させる方策をとっていたが、近隣３町の広域（剣淵町・和寒町・旧朝日町）で共同の生ごみ処理施設を平成14年に建設し、処理している。

なお、粗大ごみは本町の一般廃棄物処分場に搬入されてから、木質系粗大ごみとその他の粗大ごみとに分けられ、それぞれの処理施設に搬出されている。

## 2. 収集運搬の状況

### (1) 収集人口

収集区域は剣淵町全域を対象としており、収集区域内人口と収集人口は等しい。

**表2－1　収集人口の推移**

| 項目＼年度(平成) | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収集人口(人) | 3,964 | 3,921 | 3,840 | 3,796 | 3,741 |

注）収集人口は各年度末人口

### (2) 収集区分と収集頻度

ごみのリサイクル分別が剣淵町で始まったのは平成10年 4月であり、今年で12年目となる。リサイクルが始まる以前は、ごみをほぼ全量焼却処理していたが、時代とともに環境への規制が厳しくなり平成14年12月からはごみを埋立処分する方向へと変わった。

当初、缶とビンの２品目から始まった分別は現在、17品目となり、10年という長い年を経て町民の理解と協力のもと、リサイクルへの取り組みは高いレベルで行われている。

収集区分と収集頻度は表２－２に示すとおりである。町内の各世帯には収集カレンダーを配布し、年間の収集予定日を事前に知らせている。

**表2－2 収集区分と収集頻度**

| ごみの分別種類 | | 収集頻度 | 収集対象物 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一般ごみ | | 週１回 | 下記以外のごみ | |
| 生ごみ | | 週１回 | 生ごみ（骨、貝殻を含む） | 有料 |
| 資源ごみ | ①缶 | ２週１回 | 飲料用缶、缶詰缶、菓子缶 | |
| | ②ビン（無色、茶色・その他） | ２週１回 | 飲料用、食料用、調味料用 | |
| | ③ペットボトル | ２週１回 | マークのペットポト | |
| | ④容器包装プラスチック | ２週１回 | マークのついたもの | |
| | ⑤白色トレー | ２週１回 | 食品用の両面白色トレー | |
| | ⑥紙製容器包装 | ２週１回 | 紙箱、フタ,紙パック,包装紙 | |
| | ⑦蛍光管 | ２週１回 | 蛍光灯、電球 | |
| | ⑧飲料用紙パック | ２週１回 | 牛乳パック、飲料パック | |
| | ⑨古着 | ２週１回 | 綿５０％以上のもの | |
| | 廃食用油 | 指定場所 | 使用済みてんぷら油 | |
| | 電池 | 回収ﾎﾞｯｸｽ | 乾電池、ボタン電池 | |
| | 段ボール | 年１０回 | 段ボール、米袋（紙製） | |
| | 新聞・雑誌 | 年１０回 | 古新聞、古雑誌、チラシ | |
| | 鉄 | 年２回 | なべ、釜、やかん、自転車 | |
| 粗大ごみ（木質系、その他） | | 年２回 | 家具類、ふとんなど | 春・秋収集 |

### (3) 収集体制

家庭系一般廃棄物の収集・運搬については委託により行っている。

収集車両は、一般ごみと生ごみをパッカー車、資源ごみは平ボディ車を利用している。

また、収集方式は住居の点在状況にあわせてステーション方式と戸別方式を併用している。

表2－3 収集車両の状況

| 車　　種 | 用　　途 | 台　数 |
|---|---|---|
| パッカー車　(5.2t) | 一般ごみ、生ごみ | 1台 |
| ダンプ車　(3.2t) | 資源ごみ | 1台 |
| 平ボディ車　(4t) | 粗大ごみ | 2台 |

注）ダンプ車、平ボディ車は委託業者の所有である

(4) ごみの排出方法

ごみは町の収集時に排出するか、あるいはごみ処分場（剣淵町一般廃棄物最終処分場）へ直接持ち込むことができる。

一般ごみ、リサイクル品（上記表２－２①～⑥、⑧⑨）は透明または半透明（中身の見える）の袋、生ごみは専用の袋（有料）、⑦蛍光管は空いた箱に入れて出し、段ボール、雑誌・新聞はひもで十字に縛り排出する。また、鉄はそのまま出すこととする。

ごみの収集にあたって以下の４点を排出時のきまりとする。これらが守られていないごみは荷札を付けて収集しないこととする。

ⅰ） 袋は透明又は半透明の袋で出す（中が見えること）
ⅱ） 袋には必ず名前を書く（収集されるごみ全部）
ⅲ） 指定の日に出す
ⅳ） 朝８時までに出す

ごみの排出方法については「剣淵町のゴミの出し方」に詳細が記載されている。

(5) 生ごみの有料化制度

生ごみは以下のとおり有料の専用袋によって出すものとする。

ⅰ） 10リットル（10枚入り）　・・・・・　２００円
ⅱ） 20リットル（10枚入り）　・・・・・　４００円

表2－4 生ごみ専用袋の取扱店

| | |
|---|---|
| 西町　６番　２号ゴトウくんせい | 仲町　９番　３号八田米穀店 |
| 西町　６番１１号（有）おいで | 仲町３２番　９号二階堂商店 |
| 西町　７番１１号江端商店 | 仲町３３番　６号芳賀書店 |
| 西町２１番　５号セイコーマート | 仲町３６番　５号（有）ウシロ・サービス |
| 緑町　７番　７号佐々木商店 | 元町　７番１３号中島商店 |
| 仲町　３番　１号（有）丸八　小沢商店 | 西原町2663番地　渋川商店 |

（平成22年2月現在）

## 3. ごみ処理施設の概要

### (1) 生ごみ処理場

生ごみ処理場は、平成14年度に剣淵町のほか和寒町、旧朝日町（現在、士別市）の広域３町によって建設された施設である。

表２－５ 生ごみ処理場の概要

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 三町広域生ごみ処理場 |
| 事業主体 | 剣淵町、和寒町、朝日町（現在：士別市） |
| 工事期間 | 平成14年7月～平成14年11月 |
| 所在地 | 上川郡和寒町字東和277番地 |
| 事業費 | 224,134千円（道補助95,200千円含） |
| 処理量 | 900　ｔ／年 |
| 供用開始 | 平成14年12月 |
| 施設概要 | 建物　鉄骨平屋建　（１棟：992m2）、舗装（1,710m2）<br>機械設備<br>生ごみ受入ホッパー（1台）、破砕供給コンベヤ（1台）、破砕機（1台）、混練機（2台）、熟成母材ホッパー（2台）、切り出しコンベア（1台）、ロータリー篩（1台）、ベルトコンベア（1台）、操作盤（1式）、給水工事（1式）、フォークリフト（2台）、トラックスケール（1式）、パレット（200枚） |

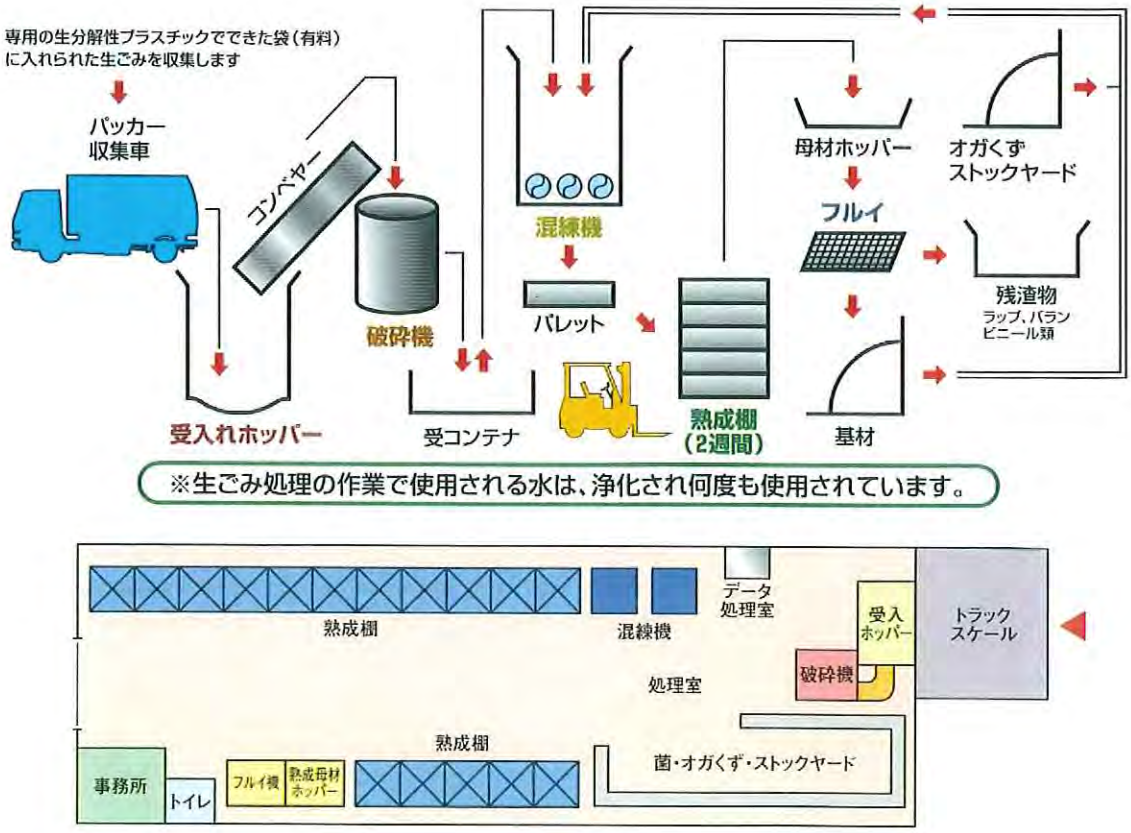


図２－１ 生ごみ処理場のシステムフロー図および施設配置図

### (2) ストックヤード

資源ごみに関しては、近隣１市２町の広域処理としているため、士別市のリサイクルセンターに搬入するまでの分別・集積施設として平成14年度にストックヤードを建設した。

表2－6 ストックヤードの概要

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 剣淵町ストックヤード（ecoヤード） |
| 設置主体 | 剣淵町 |
| 工事期間 | 平成14年5月～8月 |
| 所在地 | 上川郡剣淵町東町5040番地 |
| 事業費 | 18,375千円 |
| 供用開始 | 平成14年9月 |
| 施設概要 | 建物　鉄骨平屋建　（１棟：194.40m$^2$） |

### (3) 最終処分場

一般ごみは、最終処分場で埋立処分を行っている。

表2－7 一般廃棄物最終処分場の概要

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 剣淵町一般廃棄物最終処分場 |
| 事業主体 | 剣淵町 |
| 工事期間 | 平成9年4月～平成11年3月 |
| 所在地 | 上川郡剣淵町東町5013番地 |
| 事業費 | 693,997千円（国庫補助143,852千円含） |
| 供用開始 | 平成11年4月 |
| 施設概要 | [埋立処分場]<br>埋立面積：7,000m2、埋立容量：23,000m3、<br>埋立対象物：焼却残渣、不燃物、埋立工法：セル方式<br>[浸出水処理施設]<br>処理能力：30m3／日<br>処理方式：生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過処理＋滅菌処理<br>[計画処理水質]<br>ｐＨ：5.8～8.6、ＢＯＤ：20mg／l以下、ＣＯＤ：20mg／l以下、<br>大腸菌群数：3,000個／cm3以下 |

埋立処分場

浸出水処理施設（外観）

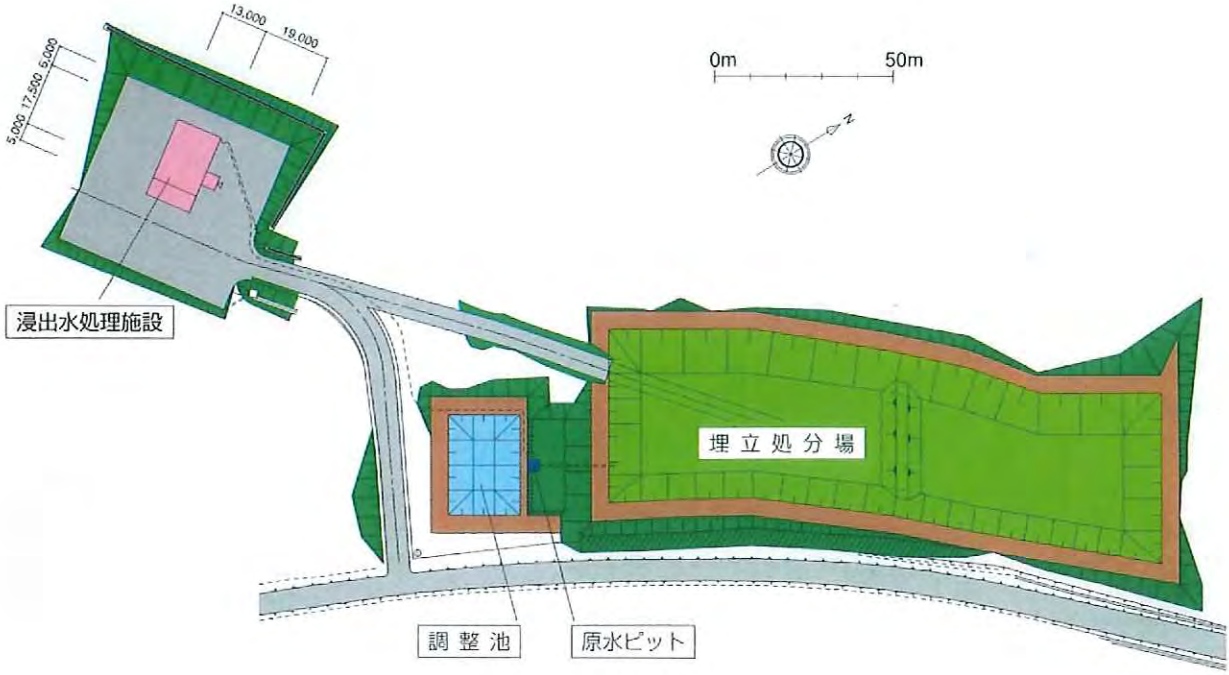


図2－2　最終処分場全体配置図

## 4. ごみの排出、処理・処分実績

### (1) 収集ごみ量

本町の平成16年度から平成20年度までの収集人口は 5.6%減少しており、ごみ量は平成17年度に大きく減少したものの、その後横這いである。

収集ごみは一般ごみが微増、生ごみ、資源ごみが横這い、紙類は減少、鉄類、粗大ごみが平成17年度で大きく減少した後、横這いとなっている。

### (2) 直接搬入ごみ量

直接搬入ごみは事業系ごみともいえるが、一般家庭が直接持ち込む生活系ごみも含まれている。

直接搬入ごみは一般ごみが増加傾向、生ごみが微増、資源ごみが横這い、鉄類、粗大ごみが平成17年度で大きく減少した後、横這いとなっている。

### (3) 総ごみ量

総ごみ量の１人１日当たりごみ総排出量（排出原単位）は平成20年度で 700g／人・日であり、最低値の平成17年度に比べると約50g／人・日増えている。しかし、全国平均値（平成18年度）1,116g／人･日、道平均値（平成18年度）からみると著しく低い水準となっている。

表2－8 ごみ排出量の推移

| 項目 ＼ 年度（平成） | | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収集人口 | | 人 | 3,964 | 3,921 | 3,840 | 3,796 | 3,741 |
| 総ごみ量 | | t／年 | 1,206.06 | 927.65 | 962.09 | 924.39 | 956.26 |
| | | g／人･日 | 834 | 648 | 686 | 667 | 700 |
| 収集ごみ | | t／年 | 670.14 | 566.14 | 569.13 | 549.37 | 540.57 |
| | | g／人･日 | 463 | 395 | 405 | 410 | 396 |
| | 生ごみ | t／年 | 121.08 | 123.11 | 118.87 | 113.44 | 109.81 |
| | | g／人･日 | 84 | 86 | 85 | 82 | 80 |
| | 一般ごみ | t／年 | 259.87 | 256.64 | 278.12 | 278.26 | 287.01 |
| | | g／人･日 | 180 | 179 | 198 | 201 | 210 |
| | 資源ごみ | t／年 | 113.35 | 115.06 | 113.91 | 107.35 | 101.85 |
| | | g／人･日 | 78 | 80 | 81 | 77 | 75 |
| | 鉄類 | t／年 | 65.55 | 4.16 | 3.39 | 3.59 | 3.07 |
| | | g／人･日 | 45 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| | 紙類 | t／年 | 59.81 | 57.37 | 46.48 | 40.65 | 33.83 |
| | | g／人･日 | 41 | 40 | 33 | 29 | 25 |
| | 粗大ごみ | t／年 | 50.48 | 9.80 | 8.36 | 6.08 | 5.00 |
| | | g／人･日 | 35 | 7 | 6 | 4 | 4 |
| 直接持込ごみ | | t／年 | 535.92 | 361.51 | 392.96 | 375.02 | 415.69 |
| | 生ごみ | t／年 | 48.64 | 51.99 | 67.99 | 67.39 | 63.45 |
| | 一般ごみ | t／年 | 126.90 | 135.19 | 147.55 | 158.09 | 191.23 |
| | 資源ごみ | t／年 | 80.46 | 66.04 | 62.55 | 62.87 | 63.79 |
| | 鉄類 | t／年 | 119.43 | 47.88 | 37.64 | 25.16 | 20.28 |
| | 粗大ごみ | t／年 | 160.49 | 60.41 | 77.23 | 61.51 | 76.94 |

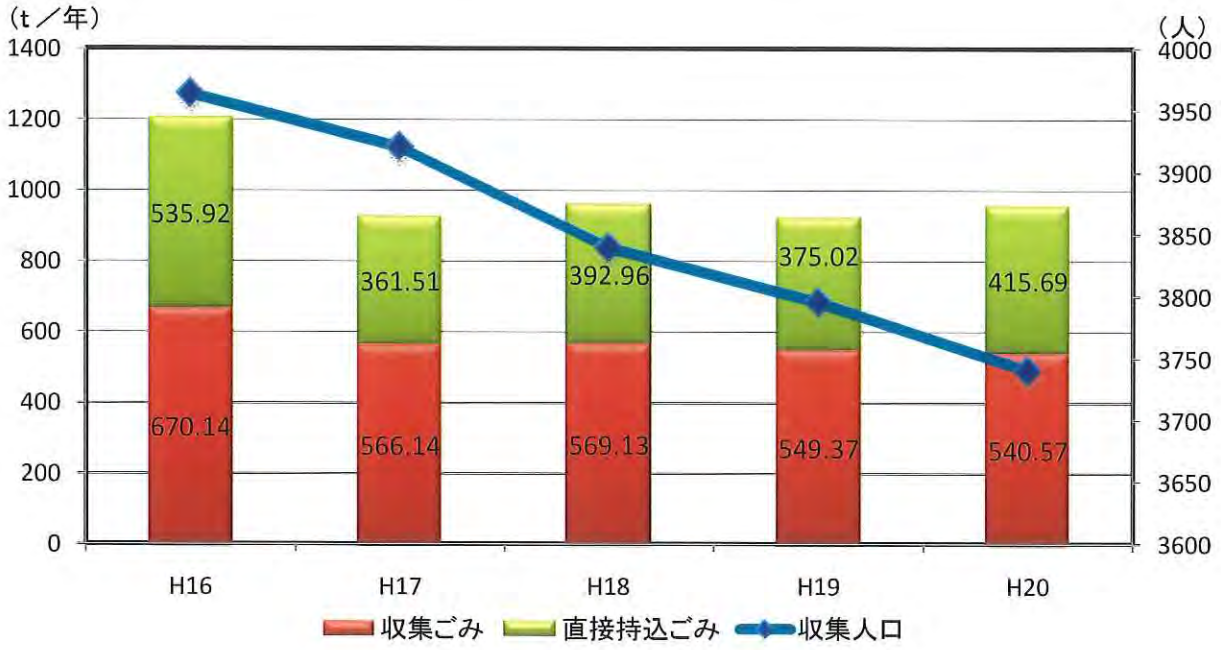


図2－3 ごみ排出量の推移

（4）処理・処分量

収集ごみ及び直接搬入ごみの処理・処分量は、表２－９のとおりである。

生ごみ処理量、最終処分量は年により増減しており、リサイクル量（資源ごみ、鉄類、紙類）はやや減少傾向がみられる。

表2－9 ごみ処理・処分量の推移

| 項目＼年度（平成） | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 生ごみ処理量 | t／年 | 169.72 | 175.10 | 186.86 | 180.83 | 173.26 |
| リサイクル量 | t／年 | 438.60 | 290.51 | 263.97 | 239.62 | 222.82 |
| 最終処分量 | t／年 | 597.74 | 462.04 | 511.26 | 503.94 | 560.18 |

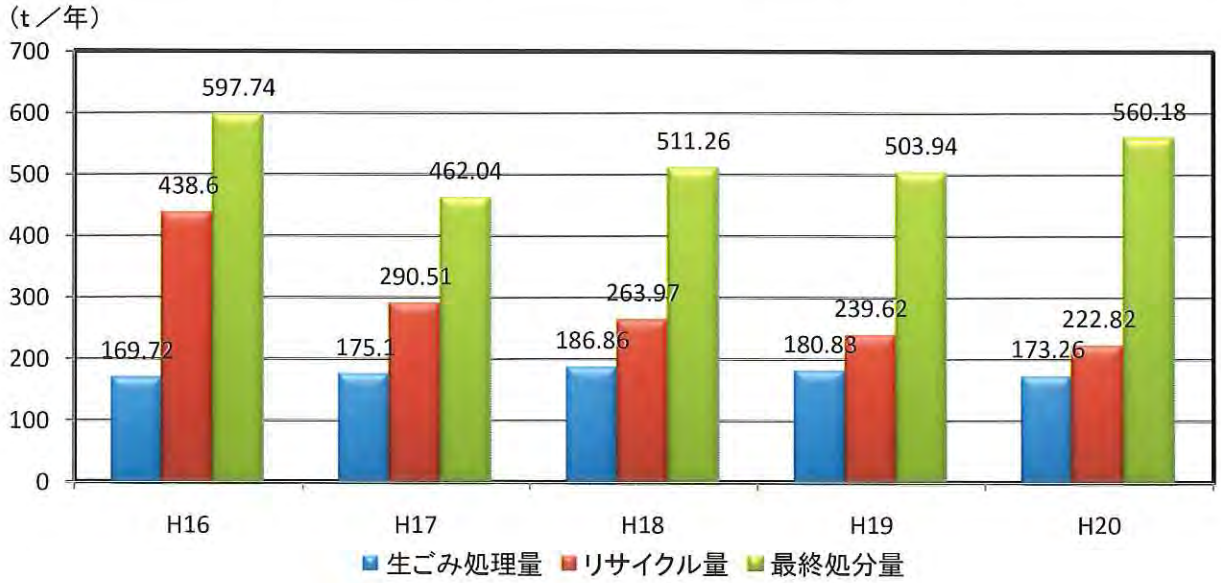


図2－4 ごみ処理・処分量の推移

### (5) 資源ごみ量の内訳

収集された資源ごみあるいは直接搬入された資源ごみは、いったんストックヤードに分類・保管され、それぞれのリサイクル先に向けて搬出される。

表2－10 資源ごみの搬出内訳

単位：kg/年

| 項目 ＼ 年度（平成） | | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資源ごみの搬出内訳 | 缶 | | 25,730 | 23,780 | 22,400 | 21,840 | 19,200 |
| | ビン | | 42,820 | 38,980 | 38,260 | 39,790 | 33,410 |
| | ペットボトル | | 11,830 | 12,420 | 10,970 | 12,080 | 11,420 |
| | プラスチック製容器包装 | | 32,680 | 32,350 | 34,270 | 34,100 | 31,950 |
| | 白色トレー | | 150 | 50 | 120 | 170 | 250 |
| | 紙製容器包装 | | 17,530 | 16,900 | 16,130 | 15,250 | 14,260 |
| | 段ボール | | 42,860 | 38,540 | 36,910 | 35,970 | 34,550 |
| | 牛乳パック | | 2,720 | 2,330 | 2,270 | 2,100 | 2,210 |
| | 雑誌 | | 39,200 | 35,000 | 33,610 | 25,840 | 22,090 |
| | 新聞 | | 25,410 | 30,700 | 22,470 | 19,340 | 16,850 |
| | 鉄類 | | 134,690 | 53,220 | 40,440 | 25,920 | 10,050 |
| | 電池 | | 600 | 660 | 980 | 840 | 890 |
| | 蛍光管 | | 520 | 560 | 720 | 760 | 610 |
| | 古着 | | 839 | 493 | 500 | 380 | 480 |
| | 廃食油 | | － | － | － | － | 524 |
| | 粗大ごみ | 木質系 | 177,910 | 41,630 | 60,050 | 52,800 | 50,410 |
| | | その他 | 23,010 | 18,090 | 13,700 | 16,080 | 17,990 |
| | | 小計 | 200,920 | 59,720 | 73,750 | 68,880 | 68,400 |
| 合計 | | | 578,499 | 345,703 | 333,800 | 303,260 | 267,144 |

注１）資源ごみ搬出量は保管期間があるため、年度内の排出量と同量とはならない

## 5. ごみの減量化・再資源化の状況

本町ではごみの減量化と再資源化を図るために、分別収集以外にも様々な取り組みを進めてきた。これらの取り組みは第４期剣淵町総合計画（平成13年～平成22年）の後期基本計画に盛り込まれたものである。

### 1）ごみ処理経費の適正負担

ごみ量に応じた排出者負担として生ごみの有料化（生分解性指定有料袋による）を平成14年度より導入している。

### 2）公的施設における生ごみ処理施設の設置

生ごみに関しては当初堆肥化施設を計画していたが、生ごみ処理で再利用するための残渣が確保されないので消滅型の生ごみ処理施設として、平成14年度に建設した。

### 3）生ごみ処理機の普及促進

生ごみの削減の対策として、平成７年度から平成16年度まで10年間にわたり生ごみ処理機（コンポスター）購入助成金制度を行ってきた。

### 4）リサイクル商品やエコ商品および購入の推進

リサイクル商品やエコ商品については、全国的な動きの中で様々な商品開発がみられ再生品やエコマーク商品が流通し使用されている。

### 5）過剰包装の廃止の促進

町内の小売店、スーパーなどの店舗において過剰包装を避ける動きがあり、普段の買物時においてレジ袋を使わずマイバックを利用する光景がよくみられるようになった。

### 6）商店や公共施設における資源回収の促進

電池は役場庁舎のほかＪＡ、小売店の協力を得て廃乾電池ポストを設置してもらい回収を促進している。また、廃家電（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）は家電小売店に持ち込むことになっている。

### 7）分別リサイクルの徹底に向けた意識啓発

広報誌での特集記事、ごみ収集カレンダー、剣淵町のゴミの出し方などを配布し、リサイクルの取り組み状況や排出方法を周知させて、町民への理解と意識啓発を働きかけている。

## 6. 広域化の状況

剣淵町では、以下のとおり士別市及び和寒町などとの広域処理を行っている。

### 1）生ごみ処理

生ごみは和寒町、士別市（旧朝日町地域）との広域処理を行っている。

### 2）再資源化

資源ごみのうち、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレーは士別市のリサイクルセンターへ持ち込み、圧縮・梱包等を行っている。

### 3）粗大ごみ

粗大ごみ（木質系を除く）は、愛別町外３町塵芥処理組合で処理を行っている。

## 7. ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費は表２－１１のとおりである。

**表2－11 ごみ処理に係る経費**

単位：千円

| 項目＼年度（平成） | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ごみ収集・運搬委託料 | | 17,638 | 16,630 | 16,857 | 16,878 | 15,092 |
| | 一般ごみリサイクル品収集 | 8,700 | 8,720 | 8,720 | 8,765 | 9,112 |
| | 生ごみ収集 | 7,580 | 7,397 | 7,397 | 7,501 | 5,434 |
| | 粗大ごみ収集 | 1,332 | 487 | 714 | 584 | 517 |
| | 廃蛍光管・廃乾電池 | 26 | 26 | 26 | 28 | 29 |
| ごみ処理費用 | | 10,902 | 12,134 | 11,538 | 11,062 | 12,478 |
| | 乾電池 | 48 | 53 | 78 | 62 | 71 |
| | 蛍光管 | 41 | 45 | 57 | 58 | 49 |
| | 粗大ごみ（木質系） | 1,121 | 262 | 378 | 334 | 318 |
| | 粗大ごみ（その他） | 552 | 434 | 329 | 386 | 432 |
| | 容器包装中間処理 | 3,471 | 3,310 | 4,680 | 4,770 | 4,805 |
| | 作業機燃料費 | 207 | 179 | 209 | 278 | 297 |
| | リサイクル協会負担金 | 274 | 217 | 189 | 121 | 130 |
| | 生ごみ処理負担金 | 5,188 | 7,634 | 5,618 | 5,053 | 5,324 |
| | 廃プラ圧縮梱包機負担金 | － | － | － | － | 1,052 |
| ごみ処理施設管理委託料等 | | 11,455 | 11,206 | 11,590 | 11,688 | 11,348 |
| | 最終処分場 | 6,400 | 6,182 | 6,182 | 6,234 | 6,234 |
| | 浸出水処理施設 | 4,515 | 4,515 | 4,515 | 4,515 | 4,515 |
| | 施設燃料費 | 377 | 353 | 553 | 650 | 424 |
| | 水処理施設薬品等 | 163 | 156 | 340 | 289 | 175 |
| 総経費 | | 39,995 | 39,970 | 39,985 | 39,628 | 38,918 |

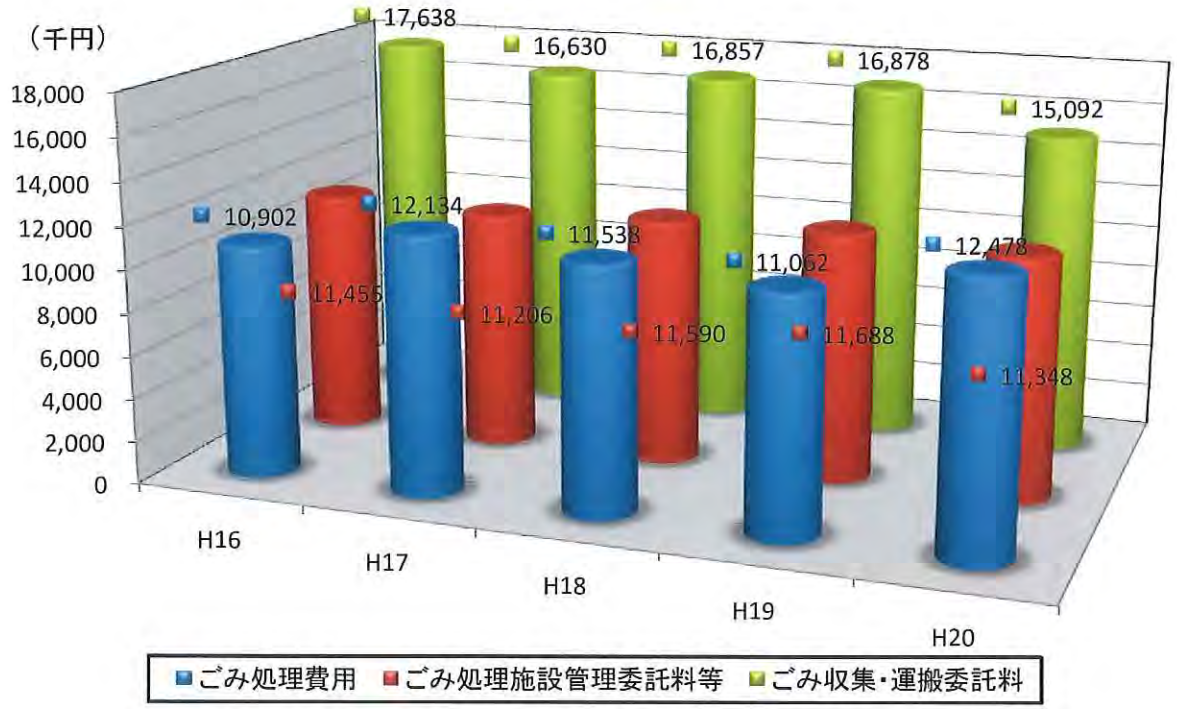


図2－5 ごみ処理に係る経費

## 8. ごみ処理の課題

ごみ処理の状況から課題点を抽出すると次のとおりである。

### 1）ごみ排出抑制の課題

ごみ量は10年前に比べると半分以下に減っているが、近年は横這いである。特に直接搬入される一般ごみはやや増加傾向にあり、今後は町民、事業者、行政が一体となって３Ｒに取り組む必要がある。

### 2）資源化の課題

町民の協力を得て廃食用油など資源化の分別品目を増やしているところであるが、リターナブルびんなど再使用できるものは集団回収による取り組みが効果的である。本町においては集団回収の助成など、支援策を検討する必要がある。

### 3）収集運搬の課題

本町は人口に対する面積、冬季の積雪など収集条件が厳しいところに、分別品目が多く高い収集効率を得ることは難しい。したがって、品目によっては地域の公民館等に拠点回収が有効である。

### 4）中間処理の課題

ごみの中間処理として生ごみ処理場があるが、一般ごみは中間処理されず直接埋立処分されている。焼却施設や破砕施設など、人口規模からみて町単独で処理施設を有することは経済性が得られないため、近隣自治体との広域処理を検討することが望まれる。

5）最終処分の課題

最終処分場は平成11年度に供用を開始し11年目を迎える施設である。最終処分量は、ごみの排出抑制と資源ごみリサイクル、生ごみ処理などの取り組みが功を奏し、施設計画時に見込んだ処分量の半分以下と大きく下回っている。したがって、当初計画埋立期間15年を大幅に超えて倍の埋立期間が得られることも期待できる。

埋立期間の長期化は望ましいことであるが、埋立地及び浸出水処理施設の適正な維持管理、保守・点検を行い、必要箇所を補修するなどの措置が重要である。また、更に最終処分場の延命化が図られるような中間処理を行うことが望ましい。

# 第3章　ごみ処理基本計画

## 1. ごみ処理の基本方針

ごみの３Ｒ推進を基本としつつ排出されたごみは適正に処理を行い、環境へ負荷の少ない循環型社会を実現するため町民、事業者、町が密接に連携し、次に掲げる基本方針に基づいた施策を実施することにより、総合的な廃棄物処理行政を推進する。

### 1）ごみの排出抑制･減量化の推進

全国及び北海道のごみ排出状況及びリサイクル率を勘案し、本町の１人１日排出量について削減目標を定めるとともに再資源化目標を定め資源の分別収集を推進する。

### 2）収集･運搬体制

委託による収集体制を継続する中で効率化を図り、住民サービスにも配慮する。分別収集の方法や収集頻度など適宜見直しを図る。

### 3）中間処理施設の整備

ごみの中間処理は広域処理を基本とする。生ごみ処理場、リサイクルセンターを活用し、必要な保守・点検、補修を行い適正管理によって使用期間を延ばす。

### 4）最終処分場の確保

最終処分場はできるだけ延命化を図る。しゃ水シートの点検を定常的に行い、浸出水処理施設の水質状況、モニタリング井の監視など適正な管理を行う。

## 2. 計画目標年次の設定

「ごみ処理基本計画策定指針（環境省：平成20年6月）」では、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね6年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うことが適切とされている。

本計画は、平成22年度から平成32年度（第５期剣淵町総合計画終了年度）までを計画目標年度とする。ただし、社会情勢や廃棄物対策を取り巻く環境の変化に対応して適切に見直していくこととする。

第１次ごみ処理基本計画の期間　：　平成 7年度～平成21年度（計画目標年度）
第２次ごみ処理基本計画の期間　：　平成22年度～平成32年度（計画目標年度）

**計画目標年次：平成32年度**

## 3. ごみ排出量の予測

### 1）計画収集人口の予測

計画収集区域は町全域であり、計画収集人口は行政区域内人口となる。

計画収集人口は、前述の表１－１０に示した将来人口とおり生活排水処理基本計画と整合させて設定する。

### 2）計画収集ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測方法は、収集ごみについては計画収集人口に排出原単位（１人１日平均ごみ排出量）を乗じて求める。また、直接搬入ごみは過去５年間の傾向をみて平均値から減少率を設定して求める。

計画年間収集ごみ量 ＝ 計画収集人口×計画1人1日平均ごみ排出量＋計画直接搬入量

### 3）計画1人1日平均ごみ排出量

ごみの排出原単位（１人１日平均ごみ排出量）は、ごみの種類ごとに過去５年間の実績を基に設定する。過去の実績をみると年度推移による増加傾向あるいは減少傾向を示さずに増減している。したがって、人口のようにある一定の傾向を予測式によって求めるのではなく、過去の実績の平均値と最小値、その差の減少分を将来の推移に見込んで以下のように設定する。

（生ごみ、一般ごみ、資源ごみ）

本年度（平成21年度）は過去５年間の平均値、12年後の平成32年度は過去５年間の最小値を目標とし、平成22年度以降は直線的に減少量を推移させる。

（鉄類、紙類、粗大ごみ）

ここ数年をみると排出源単位が既に少ない値で安定した量となっている。これ以上減少を見込む要因もなく、前年度の値をそのまま推移させる。

### 4）直接持込ごみ量の予測

直接持込ごみ量の経年的な傾向は生ごみ（増加して横ばい）、一般ごみ（増加傾向）、資源ごみ（減少して横ばい）、鉄類（減少傾向）、粗大ごみ（大きく減少して増減）とごみ種によって異なる。直接持込ごみ量は事業系（一般廃棄物）のごみ、転居等によるごみ排出など、社会経済情勢に影響されるものである。将来量の設定においては今後に大きな変動要因は見込まず、平成21年度は前年度実績や年度間平均値を用いて、その後は人口減少率を乗じて設定する。

ごみ量の将来予測結果を表３－１に示す。

# 表3－1　ごみ量の将来予測

| 項目 ＼ 年度（平成） | | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 実績← | →予測 | | | | | | | | | | | |
| 行政区域内人口 | 人 | 3,964 | 3,921 | 3,840 | 3,796 | 3,741 | 3,696 | 3,651 | 3,606 | 3,561 | 3,516 | 3,471 | 3,426 | 3,381 | 3,336 | 3,291 | 3,246 | 3,200 |
| 総ごみ量 | t／年 | 1,206.06 | 927.65 | 962.09 | 924.39 | 956.26 | 878 | 864 | 851 | 840 | 826 | 813 | 801 | 786 | 775 | 760 | 750 | 736 |
| | g／人･日 | 834 | 648 | 686 | 667 | 700 | 651 | 648 | 647 | 646 | 644 | 642 | 641 | 637 | 636 | 633 | 633 | 630 |
| 収集ごみ | t／年 | 670.14 | 566.14 | 569.13 | 549.37 | 540.57 | 521 | 512 | 504 | 495 | 485 | 478 | 469 | 459 | 452 | 443 | 435 | 426 |
| | g／人･日 | 463 | 395 | 405 | 396 | 396 | 386 | 384 | 383 | 381 | 378 | 377 | 375 | 372 | 371 | 369 | 367 | 365 |
| 生ごみ | t／年 | 121.08 | 123.11 | 118.87 | 113.44 | 109.81 | 113 | 111 | 109 | 108 | 105 | 104 | 103 | 100 | 99 | 97 | 96 | 93 |
| | g／人･日 | 84 | 86 | 85 | 82 | 80 | 83 | 83 | 83 | 83 | 82 | 82 | 82 | 81 | 81 | 81 | 81 | 80 |
| 一般ごみ | t／年 | 259.87 | 256.64 | 278.12 | 278.26 | 287.01 | 261 | 256 | 251 | 247 | 241 | 237 | 231 | 227 | 223 | 217 | 213 | 209 |
| | g／人･日 | 180 | 179 | 198 | 201 | 210 | 194 | 192 | 191 | 190 | 188 | 187 | 185 | 184 | 183 | 181 | 180 | 179 |
| 資源ごみ | t／年 | 113.35 | 115.06 | 113.91 | 107.35 | 101.85 | 105 | 104 | 103 | 100 | 99 | 98 | 96 | 94 | 93 | 91 | 89 | 88 |
| | g／人･日 | 78 | 80 | 81 | 77 | 75 | 78 | 78 | 78 | 77 | 77 | 77 | 77 | 76 | 76 | 76 | 75 | 75 |
| 鉄類 | t／年 | 65.55 | 4.16 | 3.39 | 3.59 | 3.07 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | g／人･日 | 45 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 紙類 | t／年 | 59.81 | 57.37 | 46.48 | 40.65 | 33.83 | 34 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 | 30 | 30 | 30 | 29 |
| | g／人･日 | 41 | 40 | 33 | 29 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 粗大ごみ | t／年 | 50.48 | 9.80 | 8.36 | 6.08 | 5.00 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | g／人･日 | 35 | 7 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 直接持込ごみ | t／年 | 535.92 | 361.51 | 392.96 | 375.02 | 415.69 | 357 | 352 | 347 | 345 | 341 | 335 | 332 | 327 | 323 | 317 | 315 | 310 |
| 生ごみ | t／年 | 48.64 | 51.99 | 67.99 | 67.39 | 63.45 | 60 | 59 | 58 | 58 | 57 | 56 | 56 | 55 | 54 | 53 | 53 | 52 |
| 一般ごみ | t／年 | 126.90 | 135.19 | 147.55 | 158.09 | 191.23 | 142 | 140 | 138 | 137 | 135 | 133 | 132 | 130 | 128 | 126 | 125 | 123 |
| 資源ごみ | t／年 | 80.46 | 66.04 | 62.55 | 62.87 | 63.79 | 64 | 63 | 62 | 61 | 61 | 60 | 59 | 58 | 58 | 57 | 56 | 55 |
| 鉄類 | t／年 | 119.43 | 47.88 | 37.64 | 25.16 | 20.28 | 23 | 22 | 22 | 22 | 22 | 21 | 21 | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 |
| 粗大ごみ | t／年 | 160.49 | 60.41 | 77.23 | 61.51 | 76.94 | 69 | 68 | 67 | 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 | 61 | 61 | 60 |
| 生ごみ処理量 | t／年 | 169.72 | 175.10 | 186.86 | 180.83 | 173.26 | 173 | 170 | 167 | 166 | 162 | 160 | 159 | 155 | 153 | 150 | 149 | 145 |
| リサイクル量 | t／年 | 438.60 | 290.51 | 263.97 | 239.62 | 222.82 | 229 | 225 | 223 | 218 | 217 | 214 | 210 | 206 | 204 | 200 | 197 | 194 |
| 最終処分量 | t／年 | 597.74 | 462.04 | 511.26 | 503.94 | 560.18 | 477 | 469 | 461 | 456 | 447 | 440 | 432 | 425 | 418 | 409 | 404 | 397 |

## 4. ごみ減量化・再資源化計画

平成15年3月に国は「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、道は平成17年3月に策定した「北海道循環型社会推進基本計画」の廃棄物の処理に関する個別計画としてあわせて「北海道廃棄物処理計画」を改定し、排出ごみの削減目標を定めている。

この間、町は平成14年に最終処分場、生ごみ処理場の建設を終えたところであり、生ごみ、容器包装廃棄物を中心とするリサイクル体制を整え、排出ごみは大きく削減され、リサイクル率は向上している。

＜ごみ減量化・再資源化目標＞

・削減目標

本町は今後も人口が減少し、それに伴い排出されるごみ量も少なくなると予想されるところである。上記、道の「北海道廃棄物処理計画」では、計画期間を平成17年度～22年度とし、目標年度の平成22年度において1日1人当たり排出ごみ量の目標を700g／人・日以下としている。本町では平成17年度より平成20年度まで648～700g／人・日であり、既に道の目標値を満たした状況である。

本町における１人１日当たりの排出量は全国平均1,116g／人・日（平成18年度実績）、北海道平均 1,199g／人・日（同）からみて著しく低い水準にある。 しかし、今後も排出抑制を推進することで、さらに高い削減目標を掲げて平成21年度を基準に10％削減することとして平成32年度において630g／人・日を目標とする。

**1人1日当たりの排出量目標**

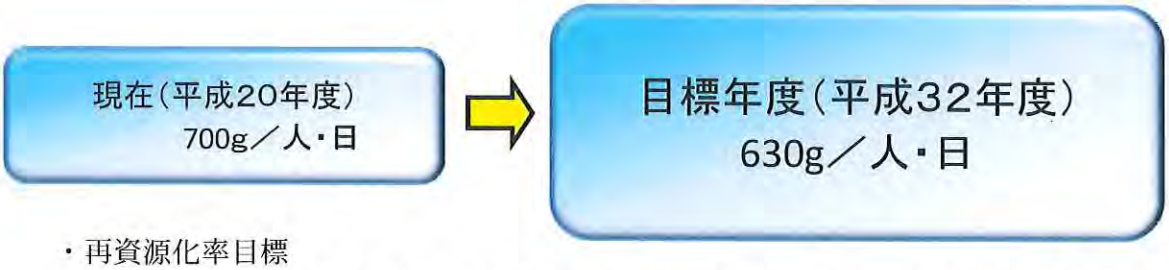


・再資源化率目標

リサイクル率は、資源ごみ（カン、ビン、ペットボトル等）分別収集を推進するなかで品目を逐次追加しており、平成20年度においては23％となっている。

今後は、さらに分別収集を徹底し一般ごみの排出を抑制することで、リサイクル率を向上させ目標を26％とする。

**リサイクル率の目標**

1）町民・事業者・行政によるごみ排出抑制の方策

町民、事業者、行政がそれぞれの立場で、ごみ減量化・再資源化を推進するための方策は次のとおりである。

ｉ）町民

家庭内リサイクルに努め、以下に掲げるようなごみを出さないライフスタイルを実践践する。

・３Ｒ生活の推進、３Ｒに係る町の施策への協力
・過剰包装の自粛、買物袋持参運動への協力
・リターナブル（再利用）容器、リサイクル製品の購入
・生ごみの発生抑制（生ごみ処理機、コンポスト）
・使い捨て商品の使用自粛
・分別排出、持ち込み回収への協力

ⅱ）事業者

ごみを出さない方法を重視し、環境に配慮した以下の事業活動を推進する。

・３Ｒに係る町の施策への協力
・過剰包装など発生源における排出の抑制
・製造、流通過程での自主回収、資源化の推進
・使い捨て容器の使用抑制、再生材を使用した製品等の販売促進
・販売事業者による長寿命設計や修理体制等の情報の消費者への周知
・関連する資源回収などへの協力

ⅲ）行政

廃棄物の発生抑制・分別排出等に係る普及啓発など、以下の施策を検討する。

・３Ｒを推進するためのパンフレット、広報誌などの作成、教育・啓発
・資源ごみ集団回収活動の促進
・コンポスト使用の促進
・フリーマーケットへの協力
・一般廃棄物の多量排出者に対する減量化の指導
・庁内用品、公共事業における再生品の使用

2）ごみ減量化・再資源化の促進の施策

① 分別収集の推進

分別収集は町民、事業者の協力により一定の効果が得られているが、近年は一般ごみがやや増加する傾向がみられる。

今後は、一般ごみの内容やアンケートなどから回収率が低い品目について調査し、回収率を向上させる方策を検討し、導入を図る。

② 新たな資源物収集の取組

平成10年度に当初ビン、缶の２品目で始まった分別収集は拡大し現在17品目となっている。分別品目については、今後も新たな分別品目等の拡大について検討する。

なお、分別品目については再資源化ルートの確保が不可欠であるため、近隣市町との広域処理や民間委託を行う等の方法を検討していく。

③ 資源ごみ集団回収事業活動の支援

本町では特に資源の集団回収を行っていないが、リターナブルびんなどリユースできるものは集団回収品目とすることが望ましく自治会、子供会など資源の集団回収の支援を推進する。

④ 布類の再資源化の推進

古着、こども用品、雑貨などはフリーマーケット等によるリユースの場を提供する。

⑤ 生ごみ資源化の推進

本町では平成16年度まで生ごみ処理機購入助成金制度を行い、一定の効果を挙げてきた。今後は生ごみの資源化としてコンポスト助成制度について検討する。

### 3）資源化計画

本町の資源ごみの再生ルートは、容器包装リサイクル法の指定法人ルートのほか、近隣市町の再商品化工場等に送り資源化を行う。

再資源化については現状の取り組みを維持し、資源ごみ回収率の向上を図るものとする。

〈資源ごみ品目〉

① 缶
② ガラスびん（無色）
③ ガラスびん（茶色・その他）
④ ペットボトル
⑤ プラスチック容器包装
⑥ 白色トレー
⑦ 紙製容器包装
⑧ 段ボール
⑨ 牛乳パック
⑩ 新聞・雑誌
⑪ 粗大ごみ（木質系）
⑫ 粗大ごみ（その他）
⑬ 生ごみ
⑭ 鉄類
⑮ 古着
⑯ 電池
⑰ 蛍光灯
⑱ 廃食用油

## 5. 収集・運搬計画

### 1）収集・運搬に関する目標

本町で発生するごみを速やかに衛生的に中間処理及び最終処分できるよう適正な収集・運搬体制を確立し、住民サービスの向上に努めるものとする。

### 2）収集区域

本町全域を計画収集区域とする。

・収集地域区分　：　２区分（西町から元町市街地、元町農家から藤本町）

### 3）収集・運搬

① 収集・運搬体制

収集は委託とし、将来のごみの量の変化や収集の変更等があれば適宜、見直しを行う。

・収集作業　：　委託１社

・収集時間　：　朝８時より収集終了まで

・収集車両　：　生ごみ、一般ごみ・・・・パッカー車（5.2ｔ車）町有１台

資源ごみ・・・・ダンプ車（3.2ｔ車）民間１台

粗大ごみ・・・・平ボディ車（4ｔ車）民間２台

② ごみの有料化

生ごみの収集は引き続き有料の専用袋によって行う。また、粗大ごみ、一般ごみの有料化について近隣市町の動向をみながら検討する。

・生ごみ専用袋　：　10リットル（10枚入）　200円、20リットル（10枚入）　400円

### 4）分別収集計画

ごみの収集は現在の分別区分を維持し、将来の状況に応じて品目を追加する。

**表3－2 ごみの分別区分**

| ごみの分別種類 | | 収集対象物 | 収集頻度 |
|---|---|---|---|
| 一般ごみ | | 下記以外のごみ | 週１回 |
| 生ごみ | | 生ごみ（骨、貝殻を含む） | 週１回 |
| 資源ごみ | ①缶 | 飲料用缶、缶詰缶、菓子缶など | ２週１回 |
| | ②ビン（無色、茶色・その他） | 飲料用、食料用、調味料用など | ２週１回 |
| | ③ペットボトル | マークのペットボトル | ２週１回 |
| | ④容器包装プラスチック | マークのついたもの | ２週１回 |
| | ⑤白色トレー | 発砲スチロール | ２週１回 |
| | ⑥紙製容器包装 | 紙箱、フタ、紙パック、包装紙など | ２週１回 |
| | ⑦蛍光管 | 蛍光灯、電球 | ２週１回 |
| | ⑧飲料用紙パック | 牛乳パック、飲料パック | ２週１回 |
| | ⑨古着 | 綿５０％以上のもの | ２週１回 |
| | 電池 | 乾電池、ボタン電池 | 回収ﾎﾞｯｸｽ |
| | 段ボール | 段ボール、米袋（紙製） | 年１０回 |
| | 新聞・雑誌 | 古新聞、古雑誌、チラシ | 年１０回 |
| | 鉄 | なべ、釜、やかんなど | 年２回 |
| 粗大ごみ（木質系、その他） | | 家具類、ふとん、自転車など | 年２回 |

5）廃家電について

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・乾燥機については、小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等を義務づけられており、消費者は廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことが定められている。家電４品目は、町では引取らず、家電小売店でリサイクルに回すものとする。

6）廃パソコンについて

パソコンリサイクル法により、パソコンも町では引取らず、下図の要領でリサイクルに回すか、排出者が直接家電小売店へ相談してもらう。

資料：パソコン3R推進協会ホームページより

図３－１　パソコンリサイクルの手続きフロー

## 6. 中間処理計画

### 1）中間処理に関する目標

生ごみ処理場及び広域リサイクルセンターにより、減容化、再資源化を図り、リサイクルの向上、最終処分場への負荷の軽減等を目標として適正な維持管理と必要な施設整備を行うものとする。

### 2）中間処理の方法

中間処理は生ごみは既存の生ごみ処理場での処理、資源ごみはストックヤードから広域のリサイクルセンターに持ち込み再資源化を行う。

### 3）ごみ処理のフロー

ごみの収集は現在の分別区分を維持し、将来の状況に応じて品目を追加する。

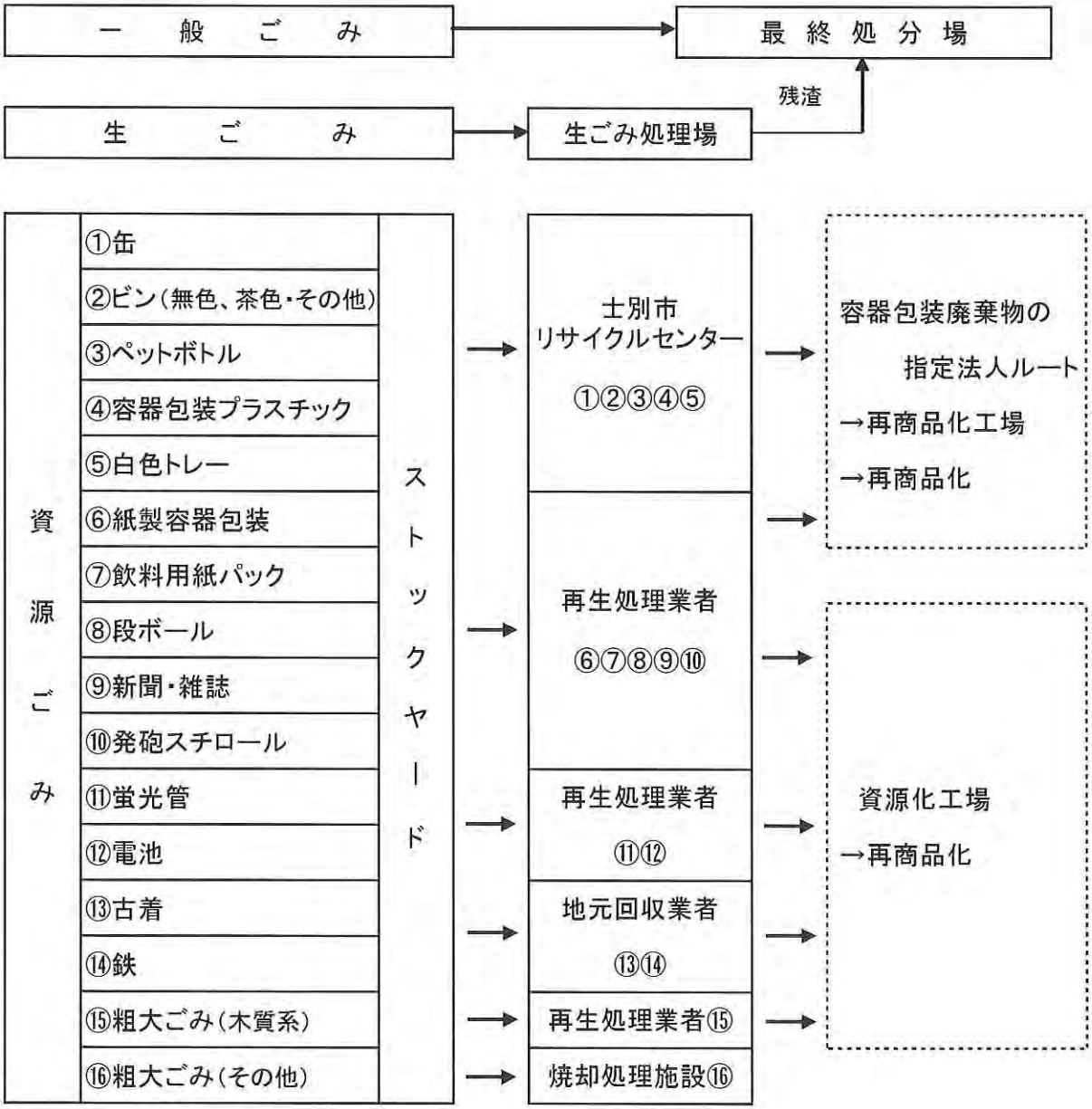


図3－2　ごみの処理フロー

### 4）ごみ処理の中間処理量と資源化量

生ごみ処理場及びストックヤードに持ち込まれる生ごみ量とリサイクル量（資源ごみ量、鉄類、紙類）の見込み量を表３－３に示す。

目標年度である平成32年度におけるリサイクル率は、26％となる。

**表3－3 ごみの中間処理量の見込み**

| 年度（平成） | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生ごみ処理量 | 170 | 167 | 166 | 162 | 160 | 159 | 155 | 153 | 150 | 149 | 145 |
| リサイクル量 | 225 | 223 | 218 | 217 | 214 | 210 | 206 | 204 | 200 | 197 | 194 |

注）リサイクル量とは、資源ごみ、鉄類、紙類の総量である。

## 7. 最終処分計画

### 1）最終処分に関する目標

現有最終処分場を適正に管理することによって施設の機能を維持し、周辺環境を保全する。

また、残余容量を貴重な空間と捉え可能な限りの延命化を図る。

### 2）最終処分の方法

最終処分場の容量を効率的に利用するため、不燃物の埋立作業にあたっては概ね厚さ30cmごとに重機によって十分に転圧を行い締め固める。また、プラスチック類などの飛散を防ぐため、適度な覆土を施す。

### 3）最終処分対象物

最終処分場への埋立対象物は、これまでどおり一般ごみ、粗大ごみのうち資源化できない不燃物、若干量であるが生ごみ処理場からの処理残渣、リサイクルセンターへ搬出できない残渣物とする。

また、災害時に発生する不測の廃棄物について資源化できないものは埋立処分とする。

### 4）最終処分量

埋立処分量は排出抑制やリサイクルの推進により最終処分場計画時のごみ排出量に比べ半分近く減少していることから、当初の埋立期間（平成11年度～25年度）を大きく上回ることが予想される。今後は、更に最終処分量の減少も期待できる状況であり、この傾向が続くと埋立期間は倍の約30年間が見込まれ、残余年数は約20年、埋立終了年度は平成41年度となる。

**表3－4 最終処分量の見込み**

| 年度（平成） | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 埋立廃棄物量 t／年 | 469 | 461 | 456 | 447 | 440 | 432 | 425 | 418 | 409 | 404 | 397 |
| 覆土量 t／年 | 156 | 154 | 152 | 149 | 147 | 144 | 142 | 139 | 136 | 135 | 132 |
| 総埋立量 t／年 | 625 | 615 | 608 | 596 | 587 | 576 | 567 | 557 | 545 | 539 | 529 |
| 総埋立容量 $m^3$／年 | 768 | 755 | 746 | 732 | 720 | 707 | 696 | 684 | 669 | 662 | 650 |
| 累積埋立容量 $m^3$ | 10,169 | 10,924 | 11,670 | 12,402 | 13,122 | 13,829 | 14,525 | 15,209 | 15,878 | 16,540 | 17,190 |
| 残余容量 $m^3$ | 12,831 | 12,076 | 11,330 | 10,598 | 9,878 | 9,171 | 8,475 | 7,791 | 7,122 | 6,460 | 5,810 |

注1）覆土量は、廃棄物量の3分1（重量比）を見込むものとする。

注2）廃棄物量の嵩比重は0.7t／$m^3$、覆土は1.6t／$m^3$とする。

注3）平成20年10月末までの累積埋立量は約8,230$m^3$とし、21年度末まで約8,620$m^3$と推定した。

注4）最終処分場容量は23,000$m^3$、平成32年度末において残余容量が約5,810$m^3$とし、平成33年度以降、年間埋立量約650$m^3$で推移すると埋立終了まで約9年となる。

## 8. その他の廃棄物処理計画

### (1) 廃棄物の広域化処理

本町の廃棄物処理にあたっては関連法令を遵守すると共に、町単独規模では技術的対応や経済性が得られないものについては近隣自治体との協力・連携によって処理の広域化を図る。

広域化処理は、現行どおり和寒町との生ごみ処理、士別市への資源ごみリサイクル処理とし、粗大ごみの一部を愛別町外３町塵芥処理組合(愛別町)で処理するものとする。

### (2) 災害廃棄物

自然災害により発生する不測の廃棄物については、現地で処分可能なもの、一時堆積が効率的なものを除き、緊急避難的に本町の最終処分場へ持ち込むものとする。持ち込まれ廃棄物は選別等を行い、できるだけリサイクルするよう努めることとする。

### (3) 不法投棄対策

不法投棄は巡回パトロールの実施や地域の監視によって、警察機関や地域住民との連携を図って不法投棄を未然に防ぐよう努める。

### (4) 建設現場で発生する抜根、伐木、伐開物

町内の建設現場で発生する一般廃棄物に該当する抜根、伐木、伐開物は、一般廃棄物処理許可業者によって処分を行うものとする。